

午前十時五分 開議

○富田委員長「ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明趣旨と請願・陳情に対する現状と対策をお配りしております。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

○武藤委員「おはようございます。日本共産党の武藤明美でございます。私、今日は三問予定させていただいておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

まず初めに、不登校児童生徒の居場所と学びについてお聞きしていきたいと思っております。

誰もが、子供たちにはすくすく伸び伸びと育ってほしいと願っています。ところが、何かがあって、それが原因で学校に行けなくなる、それはどんな子供にも起こり得ることでないでしょうか。特別な子供だけに起こることではないというふうに思っています。子供さんも御家族の皆さんも、本当につらいことかもしれません。そして、心を傷めておられると思います。それをあまり子供に問い詰めたり、あるいは無理に学校に行かせようというようなことで無理強いをするとということになってしまえば、解決が余計に難しくなってしまうということにもなりかねません。短日であっても、また長期になることがあっても、学校は子供を丸ごと受け止めることが大事だし、学校、家庭もそういうふうな丸ごと子供を受け止めていく、そのことが大事だと思います。

経験された人たちから、何人もそういうふうにお聞きいたしました。あるお子さんは、中学生のときにほとんど学校に行けなくなって、おうちの人はとても苦しんだんだけど、本人を追い詰めたりはしなかったそうです。今、

そのお子さんは四十代になっておられますが、周りの人たちに支えられて、お米や野菜などを作って暮らしておられます。御家族も今は一安心という状態だそうです。

不登校児は今ずっと増えているんじゃないかと思えますけれども、その実態などをお聞きしたいと思います。

不登校児童生徒の年度ごとの推移、どのようになっているでしょうかお示してください。

○池田生徒支援室長「県内における不登校児童生徒数の推移についてお答えいたします。

県内国公私立学校における不登校児童生徒数の直近三年間の推移につきましては、小学校は令和二年度、四百三人、令和三年度、五百四十九人、令和四年度、六百六十九人でございます。中学校は令和二年度、九百七十七人、令和三年度、千九十一人、令和四年度、千三百四十一人となっております。また、高等学校は令和二年度、二百九十八人、令和三年度、四百四人、令和四年度、四百二十九人となっております。

以上でございます。

○武藤委員「お聞きしておりますと、やはり年々増えているというふうになります。特に心配なのが中学校なんです。この令和四年度の千三百四十一人というのは、全生徒数に対してどれぐらいに割合としてなるでしょうか。

○池田生徒支援室長「中学生の令和四年度の生徒数の割合についてお答えいたします。

令和四年度の中学生の千人当たりの不登校児童生徒数につきましては、五十五・六人となっております。

○武藤委員「大変率としては大きいのではないかと申し上げますけれども、全国的の率とあまり変わらない、それに近づいているというふうに、深刻

な事態だなどいうふうに受け止めております。

このお子さんたちがどんな過ごし方をしているのかとても気になるんです。おうちの中にもいる場合も多いでしょう。でも、フリースペースと言われる居場所に行く場合もあると思います。県内には支援できるような居場所がどのくらいあって、どんなふうに通っているのでしょうか、お示しくください。

○池田生徒支援室長Ⅱ不登校児童生徒のための支援ができる施設についてお答えいたします。

不登校児童生徒のための支援ができる施設といたしましては、教育支援センターやフリースクールがございます。教育支援センターは、県や市町の教育委員会が設置する公的施設でございます。県教育委員会の施設は県内で一カ所、市町教育委員会の施設は二十カ所ございます。

教育支援センターでは、不登校児童生徒に対して社会的自立や学校復帰を目的として、教育相談、学習活動の支援、体験活動の支援等を行っております。

一方、フリースクールにつきましては、民間が設置する施設でございます。明確な定義がございません。県教育委員会ですべての施設を把握できているわけではございませんが、県教育委員会では学校が出席扱いと認めている児童生徒が通所している施設として、令和六年六月時点で佐賀市に三カ所、鳥栖市に一カ所を把握しているところでございます。

フリースクールの運営方針や施設での児童生徒の過ごし方は様々でございます。多様なスタイル、自由さがフリースクールの長所となっております。不登校児童生徒に対し、教育相談、学習活動の支援、体験活動の支援等が行われているところがございます。

教育支援センターやフリースクールは、不登校児童生徒の社会的自立につながる学校以外の多様な学びの場や居場所の一つとして、児童生徒やその保護者にとって大切な存在となっております。認識しております。

また、このほか、登校はできるものの、教室には入れない状況にある児童生徒たちのために、校内に居場所となる別室を設置している学校もございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ今、学校内のことやフリースクールのことなどおっしゃっていたいたんですけど、居場所の問題ではどのように把握しておられるでしょうか。○末次こども家庭課長Ⅱ子供の居場所における学習支援についてお答えいたします。

子供の居場所は、地域の子供たちが信頼できる大人の見守りの中で安心して集える場所です。具体的な活動としましては、子供食堂など食を提供する場や学習支援の場、遊びの場などがございます。

運営は、NPO法人やボランティア団体など様々な実施主体により行われ、規模や開催頻度も様々ですが、県が把握しているもののうち、県内で月一回以上開催されているものにつきましては七十八カ所ございます。そのうち、子供の学習支援に取り組まれているものは三十八カ所あり、不登校の子供が利用されているところもございます。

以上、お答えいたします。

○武藤委員Ⅱ私が居場所のほうに訪問をしたことがあるんですけども、そこはCSOでも何でもなくて、親の会の人たちが自ら運営をしておられるというところでした。今年は幸いにも学校に行くことができるようになった子もいたりして、お仕事に就いたという人もいて、今年のそこに参加しているお子さんたちはそんなに多くはなかったんです。それでも、午後からの開催になっているんですけども、家から持ってきたゲームで楽しんだり、それから本を読んだり、また絵を描いたり、本当に自由に伸び伸びと過ごしておられるということで、時には差し入れのおやつもあつたりして、それをみんなで分けて話している、楽しく過ごしているということでした。そこに行ったら、何かほつと

する雰囲気があるとのことでした。そういう場があり、そこに通えている、そのこと自身が親御さんたちもとてもうれしいというふうに喜んでおられました。ちなみに、そこは週に二回運営をしておられて、自らそういう不登校を体験した青年がそういった子供たちのいろんな相談相手になったりしながらそこを運営しておられました。本当にそういう場があつて、ここに通うお子さんたちが週に二回もここに集まれていいなというふうに思った次第です。

先ほど言います居場所とはまた別のフリースクールの話もあつたんですけども、大体フリースクールと居場所との違いを知っている方にお話を聞いたところ、居場所の場合は、本当にいろんなスケジュールを組まないで、参加している子供たちの好きなようにさせている。たまにはどこか散歩に行こうかというところもあるんですけども、でも、フリースクールはスケジュールを組んだり学習をするということもされているというふうなことで、フリースクールと居場所というのはきちっとスケジュールがあるのかどうなのか、その違いじゃないかなというふうにもおっしゃっていました。それよりもっと居場所に近いフリースクールもあるらしいんですけども、そういう違いがあるんだというふうなことをお聞きしました。

居場所にしても、フリースクールにしても、どちらがいいというふうには言えないと思いますけれども、本当にその子供に合った自由にゆくりできる場所、精神的にほっとできる場所、そういうところがあることがいいのだということ。そして、その中で、そこで過ごす中で自分というものを見つけていく。そういう子供たちが少しずつ増えていく、あるいはその居場所から卒業していくというか、巣立っていくというか、そういうこともあるらしいんです。その卒業して何年もたつような大人になった人が訪ねてきて、おやつ差し入れをしてくれたりというふうには、本当に温かな雰囲気運営をしておられるという、そういう居場所もあつたので、御紹介をさせていただきます。

さて、実際には中学校に通っていないなくても、義務教育なので一定の年齢になれば卒業したとみなされて中学校生活を終えると、義務教育の生活を終えるということになっております。

最近私、ちょうど二、三人続けて親御さんから御相談を受けました。不登校で悩んでいたけれども、中学校を卒業したけど、本当に学びをしたいという子供の声を聞いて、自分も何とかしてあげたいと思ったというふうなことをまたまちよつと続けてお聞きしたんです。

それで、昨日視察をさせていただきました県立夜間中学彩志学舎のことについて質問していきたいと思えます。

昨日御説明いただいたように、国籍や年齢を問わずに、中学校で学びたいという人たちに門戸を開いて、今年度から開校しています。校長先生をはじめ、担当しておられる先生たちの熱心な姿勢、そして御説明の中に思いが込められていることを間近に接して本当に感激いたしました。

改めてお聞きしますけれども、県立夜間中学彩志学舎はどのような人たちを入学対象者に行っているのでしょうか。

○笹谷教育振興課長 彩志学舎中学校の入学対象者についてお答えいたします。彩志学舎中学校では、様々な理由で義務教育を終了せずに中学校を卒業する年齢を過ぎた方、不登校などで十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、日本の義務教育を受けることを希望する外国籍の方を入学対象者としております。

以上でございます。

○武藤委員 Ⅱでは、具体的にはどのような学びが行われているのでしょうか。

○笹谷教育振興課長 彩志学舎中学校における具体的な学びについてお答えいたします。

彩志学舎中学校では、昼間の中学校と同様に、体育や美術などを含めた九教

科全ての学びを行っております。授業日、授業時間につきましては、月曜日から金曜日までの週五日で、一日四時間の授業としております。

具体的には、小学校からの学び直しを希望する生徒に対して漢字の読み書きや足し算、掛け算などの計算問題などの学習。日本語が十分でない生徒に対して日本語を話したり、読み書きができるよう、日本語の学習。高校進学を希望する生徒に対して高校受験に向けた学習など、それぞれの習熟度や希望などに応じたものを実施しております。

また、様々な理由により授業に出席できない場合もあることから、授業を録画したものを生徒に配信したり、一限目の授業の前に補習を行うなどして、生徒の一人一人の学びを支え、学びたいという意欲を止めないようにしております。

生徒からは、先生が親切に教えてくれることがうれしいや先生やクラスメートとコミュニケーションを取ったり、勉強したりできてとてもいい雰囲気だなどといった声をいただいております。

さらに、学校外での体験学習も行っております。五月にはバス研修を行い、吉田焼窯元会館での絵付け体験や、うれしの茶交流館「チャオシル」でのお茶のいれ方体験などを行っております。改めて佐賀の歴史のすばらしさや町の魅力を感じるだけでなく、クラスメートと一緒に研修に行くことで友人の大切さを認識するきっかけになるなど、生徒の成長につながっております。

今後は国スポの試合を観戦したり、生徒と一緒に校歌や校章づくりを行うことを予定しております。生徒が充実した中学校生活を送ることができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員 四月に開校したわけですが、現在、何人の生徒が学んでおられるのか。また、どんな理由で入ってこられたのかお示しいただきたいと思

います。

○笹谷教育振興課長 生徒の数及び入学理由についてお答えいたします。

彩志学舎中学校の生徒数は現在二十一名でございます。生徒の年代別の構成は、十歳代十一名、二十歳代三名、三十歳代一名、五十歳代二名、六十歳代一名、七十歳代二名、八十歳代一名となっております。

彩志学舎中学校に入学された主な理由につきましては、中学校の学習内容を学び直したい。高校へ進学するために中学校で勉強をしたい。日本語や中学校の学習内容を習得し、仕事や生活に生かしたい。中学校を卒業したいなどであり、その理由は生徒によって様々でございます。

以上でございます。

○武藤委員 昨日お伺いした彩志学舎では、それぞれの生徒さんの習熟度に合わせての三つのコースで学習を進めておられ、一人一人、その学びを本当に大切にされているということが分かりました。

今後、より多くの人たちにこの夜間中学のことを知っていただけて、学び直しを希望する人たちにぜひ学んでいただきたいというふうに思います。先ほど二十一人が学んでいるということでしたけれども、定員にはまだ余裕もあるというふうに思います。学び直しのチャンスを広げてほしいというふうに思っております。また、外国人の方たちも、そういう学べる場があるということを知らないでいらつしやるというふうにもお聞きしています。ですから、外国人の方にも、例えば、国際交流のいろんな施設にチラシを置くとかもぜひいただきたいし、もっと本当に、不登校だったお子さんたちが学び直したいというふうな思っておられるのであれば、PRもしていただきたいというふうに思いますけれども、今後どんなことに取り組んでいかれるのかお示しいただきたいと思

○笹谷教育振興課長 今後の取組についてお答えいたします。

彩志学舎中学校は、一人一人の個性や多様な価値観を尊重して、それぞれの目標に向かって進む生徒を応援していく学校を目指しております。

そのようなことから、彩志学舎中学校への入学時期については、希望する方々の状況に応じて柔軟に対応できるようにしております。四月以降も九月末まで随時入学を受け付けております。

また、入学する前に学校の雰囲気などを感じてもらえるよう、昨年度に引き続き今年度も学校説明会や体験授業を行うこととしております。体験授業や学校説明会の終了後には、個別に相談できる時間も設けております。

昨年度の参加者からは、夜間中学の雰囲気に触れることができ、とても有意義だった。ゆっくり説明してくれて、理解できて楽しかったといった声をいただいております。実際にその後、彩志学舎中学校に入学をしていただいております。入学を希望される方々の状況は様々でありますことから、一人一人の思いや願いをしっかりと受け止め、希望される方々が彩志学舎中学校で学ぶことができるよう寄り添っていきたくと考えております。

今後も入学された生徒にとって、学びの喜びを感じてもらえる学校となるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ今、九月までは受け付けているよというふうなことで御答弁いただきました。これは学びたいけどどうしたらいいのかなど思っている方たちにとって本当に朗報だと思うんですね。来年四月まで入学を待たなきゃいけないのかと思っていらっしゃる方もおられたかもしれません。でも、今の御答弁でそういう迷っておられる、あるいは悩んでおられる御家族やお子さんたちに、九月までは行きたいなら申し込みができるのよということを本当に訴えていきたいなというふうにも思います。

ぜひ本当に一人一人の気持ちを大切にしたい学び舎であってほしいし、そうい

う佐賀県が、お一人お一人の子供さんたちに思いを大切にしながら寄り添っていつていこうという姿をこの学校に込めて、これからも私たちの願いを見守っていきたくというふうにも思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に二番目、医療的ケア児の在宅生活サポートについて質問いたします。一般質問でも特別支援学校における医療的ケア児のことを取り上げておりました。私は在宅の医療的ケア児のことについて質問したいと思っております。

在宅の場合は、一緒に生活できている喜びはあるものの、保護者の不安や負担、これはとても大きいものがあります。その不安や負担を軽減できるニーズに応じたきめ細やかな対応、サポートが必要だというふうに思います。そこでまず、医療的ケア児の支援センターについて質問いたします。二〇二二年、令和四年から医療的ケア児支援センターが設置されていますけれども、どんな活動をしておられるのでしょうかお示しくください。

○黒田障害福祉課長Ⅱ医療的ケア児支援センターの活動内容についてお答えをいたします。

先ほど委員からもございましたとおり、在宅で医療的ケア児を抱える御家庭におかれましては、子供と一緒に暮らせてうれしいとの声がある一方で、日々の看護や介護による心身の負担も大きいとの話を伺っております。

県では、令和四年四月に佐賀県医療的ケア児支援センターを設置し、様々な支援に取り組んでいるところでございます。具体的には、医療的ケア児の保護者や支援者などからの電話やメール、SNSなどによる相談への対応、保育所等への入所や入園に関する医療的ケア児の保護者及び保育所等関係者への支援や調整、支援者向けの研修会や家族向けの交流会など、関係者間のネットワーク構築や連携の促進などを行っているところでございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱこのセンターの人員や職種など、体制はどんなふうになってい

るでしょうか。

○黒田障害福祉課長Ⅱ医療的ケア児支援センターの体制についてお答えをいたします。

現在、同センターの体制は、センター長一名とスタッフ二名の計三名でございまして、全員が看護師の資格を有しております。このほか、各分野の専門的な支援を行うため、外部のアドバイザーにも委嘱をしているところでございます。

具体的には、保育所等への入所、入園を支援する就園コーディネーター、災害対応に関する助言や研修を行う防災アドバイザー、福祉用具や在宅に関する助言を行う福祉用具アドバイザー、就学や学校看護師の支援に関する助言を行う教育アドバイザーといった方々がいらつしやいます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ様々な相談に乗っておられるというふうに思います。今の御答弁を聞いても、いろんな分野に配置していらつしやるといことなんですけれども、どういった相談があつていますか、また多いんでしょうか。

○黒田障害福祉課長Ⅱ医療的ケア児支援センターにおける相談の状況についてお答えをいたします。

昨年度、令和五年度の相談対応件数は三千百九十九件となっております、内容は様々でございますが、令和四年度、開設初年度の九百八十件から大幅に増加をしているところでございます。

相談の事例といたしましては、保護者からの保育所や学校等への就園や就学に関する相談、保護者からの障害福祉サービスの利用に関する相談、支援者からの支援対応に関する相談、人工呼吸機など電源が必要な医療的ケア児を抱える保護者からの災害時の電源確保に関する相談、市町からの個別避難計画の作成や災害時避難に対する相談などといった相談があつております。特に保護者

の方、それから、支援者の方々からのそれぞれのケアに関する相談等が多いというふうには伺つていらっしゃるところでございます。

これらの相談に対しまして、医療的ケア児支援センターでは丁寧に対応しているところでございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。二〇二三年、つまり昨年の六月議会で、私一般質問でもこのことを取り上げたんですけれども、そのときに、地域コーディネーターを各保健福祉事務所くらいの圏域で配置したいという御答弁があつたんです。コーディネーターは配置できたんでしょうか。令和五年、どんなふうな状況だったのかお聞きしたいと思います。そして、配置できていれば、どんな活動をされているのかお聞きしたいと思います。

○黒田障害福祉課長Ⅱ医療的ケア児支援の地域コーディネーターについてお答えをいたします。

この地域コーディネーターは、医療的ケア児支援センターの下で、圏域内、いわゆる現場におきまして、きめ細かな支援を行う役割を担っているものでございます。

令和五年度は試行的に、唐津と伊万里の保健福祉事務所圏域を担当いたします地域コーディネーター一名を配置し、地域に密着した活動を展開したところでございます。

活動内容といたしましては、圏域内の医療的ケア児が利用しております保育所や障害福祉サービス事業所などを訪問して、保護者や保育所等の関係者、それから、事業所の支援者などからの相談対応や情報共有などを積極的に対応したところでございます。

この試行的な配置ということでもございましたけれども、これを通して見えてきたことといたしましては、地域コーディネーターには、やはり地域に精通し

た支援者が様々なサービスを面的に活用していく視点が重要であること。それから、地域に根差した支援体制の構築には、当事者、行政、支援者など関係者との顔の見える関係づくりが必要であることなどといったことが見えてきたところでございます。

こうしたことを踏まえまして、今年度は全五圏域への地域コーディネーターの配置に向けまして、市町とも連携をし、調整をしながら取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ一圏域でやってみたことを通して、やはり教訓もあつたということで、今年度、全圏域に配置したいというふうに考えておられるという御答弁でした。

これはやっぱり求められていますので、お願いしたいというふうに思っています。気軽に相談事にも乗っていただけるような関係であってほしいと思うんですね。

あるお母さんが放課後デイを探していて、ずっとそれが見つからない、時間ばかりがかかって、本当に悩みに悩んで、自分でも子供さんを守りながらも探し回って、ようやく自分の力で見つけたと、すごい労力が要つたし時間的にも大変だったというようなこともおっしゃっていたので、うまく話合いができるようなきめ細やかな対応をお願いしたいと思っています。

本当に御家族のお困り事は多いと思うので、本当にお仕事をされる方はそれで大変だとは思いますが、そういうサポートのための役割を果たしていただけたらと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、医療的ケア児の短期入所利用について質問いたします。

御家族のレスパイトも本当に負担軽減のためには必要だというふうに思うんですけれども、医療的ケア児が利用できる短期入所施設、県内に幾つぐらいあ

るんでしょうか。

○黒田障害福祉課長Ⅱ医療的ケア児が利用できる短期入所施設数についてお答えをいたします。

医療的ケア児を受け入れ可能な短期入所施設は、県内に九カ所ございます。

このうち八カ所は、病院や診療所などで実施をしております重症心身障害者などに向けましての医療型でございまして、残りの一カ所が障害者支援施設で実施をしております福祉型となっております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱじゃ、その九カ所、八カ所プラス一カ所の九カ所の合わせた定員はどのくらいになっているんでしょうか。

○黒田障害福祉課長Ⅱ医療的ケア児が利用できる短期入所施設の定員についてお答えをいたします。

先ほど答弁をいたしました県内九カ所の短期入所施設のうち、現在受け入れを行っております施設では、この医療的ケア児が利用できるという観点での定員といたしましては、合計で最大三十名が利用できる状況となっております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ本当にレスパイトが必要だけでも、なかなか利用しにくいというふうな話も聞いております。医療的ケア児を抱える御家庭を支えるためには、短期入所の利用環境を整えていく必要があると思うんです。車椅子利用で移動しているお子さんが夜中にあまりに寝ていない状況なので、家族も一緒に寝れていないというようなこともあって本当に大変だということをお聞きしました。

短期入所の利用の環境をもっと整えて、御家族が安心して利用できるようなということによって少しでも負担を軽減していく、そういうことができればいいなというふうに思うんですけれども、県はどのように取り組んでいかれるおつもりでしょうか。

○黒田障害福祉課長Ⅱ医療的ケア児が短期入所を利用しやすい取組についてお答えをいたします。

医療的ケア児が短期入所施設を利用しやすい環境にするための支援といたしまして、県では、施設における職員の配置や看護師による医療的ケア児の付き添いの送迎、それから、人工呼吸器や心電図モニター等の購入に要する経費の補助などといったことを行っております。

引き続き医療的ケア児が短期入所施設を利用しやすい環境、先ほど言われましたレスパイトの促進、これに関しましてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱあるお母さんのことなんですけれども、お子さんと二人暮らしなんです。そして、そのお子さんが脊髄症の変性症と、それから、レノックス・ガストー症候群というのを併せて持っておられるんです。そのためにいろんなことが起こっていくということで大変です。

一昨年、コロナにかかって食欲がなくなったために、胃ろうの手術をしておられて、食事のときには――食事というのは栄養物をおへそから通して体の中に入れていく、その作業をお母さんはずっとしておられるんですね。先ほども言ったような二つの病気を持っておられるので、てんかんも起こりやすいというふうなことです。夜中にいつてんかんが出るか分からないという心配を抱えておられて、寝息に本当に気をつけて、自分があまり寝ないような状態で子供の動きとかを気になって見ているというふうなこともおっしゃっていました。本当夜はなかなか眠れないということをおっしゃっていました。せめて足の指のためのパルスオキシメーターを付けておけば、異常が起きたときにはアラームが知らせてくれるので、それがあつたらいいなということで、住んでいる自治体にレンタルでお願いしたいと申し出たら、医師からは、診断を受けたけれ

ども該当しないというふうに言われたということなんです。低酸素脳症なども心配されるんですけども、そういう状態で、なぜパルスオキシメーターが使えないのか、私も本当に不思議に思いました。日常生活の給付は市町が行っているために県のことではないということだったので、今この場で質問をするというふうにはできないわけですけども、ただ、やはりそういう状況の人たちについての気配りを市町ももっと持ってもらいたいなというふうに思っているところなんです。本当に酸素が回らなくなってしまうというふうなことになっていけないし、病気が重症化するということにもなっていくので、やはりそういう日常生活の器具ということのレンタルも必要ではないかなというふうに私は思っております。

なので、本当にそういう対応については、県に言うことではないかもしれませんが、せぬけれども、ちよつと納得いかないなというふうに思っているところです。

そこで、緊急通報システムが独り暮らしの高齢者の場合には施策として各市町が持っています。そして、何か困ったことがあつたときにはその緊急通報システムのボタンを押せば、消防に直結して対応ができるということなんですけれども、こういった医療的ケア児をお持ちの方が夜中に体の不調があつたときに、てんかんなども起きたりしたときに、もう本当にシングルマザーでお母さんが一人という中でほかに家族もおられないので、お母さんとても困つて、その子供の対応をしながら――○番の電話をする、一一九番の電話をするというふうなことになって対応が本当に大変だということもあります。

それで、やはり私は緊急通報システムを高年齢者だけの対象ではなく、こういう特別の事情をお持ちのところにも配置してほしいんだということで昨年もお願いしていたんですけども、そのときの部長は市や町に相談をしてみる、話し合ってみるといふふうなこともおっしゃったんです。その後、どんなふうになったかなというふうにも思っておりますので、御答弁お願いしたいと思いま

す。

○黒田障害福祉課長Ⅱ医療的ケア児の緊急通報システムに関する対応について
お答えをいたします。

医療的ケア児を抱える家庭を対象といたしました緊急通報システムにつきましては、先ほど委員からございましたとおり、昨年、令和五年の六月定例県議会的一般質問で質問いただき、当時、部長答弁ということでさせていたいただいておりましたが、それを踏まえまして、私ども障害福祉課のほうで昨年八月の市町の担当課長との意見交換会というのを行いまして、その際に、例えば、先ほど委員からも御紹介いただきましたとおり、市町における独居——独り暮らしの高齢者等を対象といたしました緊急通報システム、こういったものを医療的ケア児の家庭にも展開を拡大していくようなことができないだろうかというようなことで働きかけを行ったところでございます。

現時点では、この医療的ケア児を抱える家庭への緊急通報システムを導入している市町はございませんが、今年も市町の担当課長さん等との意見交換会を開催する予定でございますので、その際に改めて話をしてみたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ昨年八月にそういう話の場が持っていると聞いて、今年もまたそういうことをしていただけということを聞いて、ぜひぜひ強めていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、移動手段についてですけれども、生活保護受給者世帯の自動車の買い換えの問題をお聞きします。

登下校にはスクールバスが使えないお子さんとか、保護者の車で送迎しているというふうなことをお聞きしています。通学、通院、そして放課後、デイに本当に車が必要で送り迎えが必要ということなんですけれども、生活保護を受

けている場合、どうしても車が必要ということを保険課に認めてもらって自動車を所有するというふうなことになるって、ようやくある方は認められているんですけども、本当になくはない移動手段ということでお母さんが運転をされています。病気が進行して今の車椅子生活が難しくなって、自動車への乗り降りがとても困難になっていくというふうなことも考えられます。行く行くは一人で車に乗れない、抱えて乗せたり降ろしたりする、そういうこともとても困難になっていくことも考えられるんですけども、その体に合わせて、あるいは車椅子、もしくはバギーの大きいやつに合わせた車を必要とするという時期が来るだろうと心配されています。もちろん、生活保護では車を買う余裕はありません。それで、何らかの購入手段がないのだろうかと思案の日々を送っておられます。

こういったケースにおいて、車の買い換えにどんな支援があるのか、どういったことだったら可能なのか、それを私も本当に知りたいと思っておりますので、福祉担当の方に御答弁いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○三浦社会福祉課長Ⅱ医療的ケア児がおられる生活保護受給世帯の自動車の買い換えについてお答えをいたします。

生活保護受給世帯につきましては、障害のある方が公共交通機関の利用が著しく困難で、自家用車でなければ通院等ができない場合など、一定の要件を満たす場合に自動車の保有が認められております。

しかしながら、委員からお尋ねがございました、買い換えを含めた自動車の購入につきましては、生活保護の制度ではその費用を支給することはできないということになっております。

生活保護制度以外ということで申し上げますと、生活福祉資金貸付制度がございます。これは低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度でございます。

す。

障害者用自動車の購入に必要な経費につきましては、生活福祉資金貸付制度の中に福祉資金という貸付メニューがございますけれども、その福祉資金の貸付対象というふうになっております。

この貸付制度は、県の社会福祉協議会が実施主体となっております。申請の窓口は市町の社会福祉協議会というふうになっております。貸し付けを受ける方が生活保護受給者である場合、毎月支給される保護費のやりくりによって、貸付金の償還が可能であると認められることが貸し付けを受ける要件というふうになっております。

また、貸し付けの申請に当たっては、生活保護の実施機関である福祉事務所が個別の実情を踏まえ、貸し付けの必要性や償還見込みなどについて意見を付した意見書が必要となります。

いずれにいたしましても、自動車の買い換えや生活福祉資金の利用などを検討される際には、まずは生活保護の実施機関でございます福祉事務所によく相談をしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○武藤委員 〓 本場にどうしたらいいのかということ、お先真っ暗という状態だったんですけど、今の御答弁をお聞きして、かすかな希望の光が見えてまいりましたので、そういう当事者の方にも、その御答弁もすっかりお伝えしながら、福祉事務所と一緒に相談に行くなり、御自分が御相談に行くなりされるというふうに思いますけど、本場に何らかの形を見つけていきたいというふうに思っております。今の御答弁をお聞きして、少しほっとした次第です。ありがとうございます。

そういういろんな人たちがおられる中で、福祉のお仕事、そして医療の分野、教育もそうですけれども、お一人お一人の事情が違うので、対応するのも困難

だと思えますけれども、何らかの対応が見えてくるということでありがたく思いました。よろしくお願いしておきます。

次に、最後の質問ですが、「こども誰でも通園制度」についてお聞きいたします。

「こども家庭庁」が取り組む新制度は、昨年、令和五年十二月に閣議決定されました。それにより、「こども未来戦略」の加速化プランの一つとして、「こども誰でも通園制度」が盛り込まれております。現在、令和六年、七年を試行的事業として実施し、令和八年度から本格的に実施することです。

これまでの保育は、保育園やこども園などの施設において、同居の親族や保護者が保育できないと認められている場合、つまりは就労、妊娠中や出産直後というときとか、疾病、負傷、障害等、同居親族の介護など、震災とか、こういったことが起きたときに適用されているものでした。利用をしてこられたわけです。

こういった通常の保育のほかに、一時預かり事業も行われております。それに新たに、今度「こども誰でも通園制度」が行われるとなると、なかなか分かりづらい、何のためにこういったことがあるんだろうといった声もあり、私自身もちよっと頭の中が混乱しそうなこともありました。

そこでまず、今行われている一時預かり事業についてお聞きします。

この一時預かり事業の特徴や意義、どういうものなのか、確認のためにお聞きしたいと思えます。

○千綿こども未来課長 〓 一時預かり事業の特徴及び意義についてお答えします。まず、特徴についてですが、一時預かり事業は、子供を家庭で養育している保護者など、家族に日常生活で突発的な事情が発生した場合、保育所などでスポット的に子供を預かるものです。例えば、保護者の病気やけが、出産、仕事

など、子供の保育が必要になった場合に利用できます。

次に、意義についてですが、就園前の子供がいる保護者にとっては、急に家庭で子供を保育できなくなることは起こり得ることでございまして、安心して子育てをするためには必要なものと考えております。

以上でございます。

○武藤委員⇨保育の事業としての突発的な場合に利用するということなんですけど、県内の市町では一時預かり事業の実施状況、どうなっているんでしょうかお願いします。

○千綿こども未来課長⇨県内市町の実施状況についてお答えします。

一時預かり事業の実施主体は市町でございしますが、認可外保育施設の実施を含め、県内全二十市町、百九十一園で実施されております。

以上でございます。

○武藤委員⇨ありがとうございます。

次に、試行的に行われている「こども誰でも通園制度」の特徴、こういったものでしょうか。

○千綿こども未来課長⇨「こども誰でも通園制度」についてお答えします。

「こども誰でも通園制度」は、子供を養育する保護者が就労している、就労していないにかかわらず、これまで家庭で過ごしていた未就学の子供たちが保育所などを一定時間利用することができる新たな通園制度です。現在は試行的に実施されておりますが、令和八年度からは全国全ての自治体で実施される予定です。

この制度の目的は二つございます。一つは、全ての子供の育ちを社会で応援し、その育ちに必要な環境を整えること。もう一つは、子供に最も近い存在である保護者をきめ細やかに支援することにより、子供の成長支援につなげることでございます。

具体的には、子供にとっては、これまで家庭で親など家族との関わりが中心であったものが、同世代の多くの子供たちや保育者との関わりの中で成長できるきっかけが生まれます。また、保護者にとっては、保育者やほかの保護者などの関わりにより、ほっとできたり、アドバイスで新たな気づきを得て子育てに自信が持てるようになるなど、育児負担や孤立感の解消につながることも期待されます。また、保育所などが未来を担う地域の子供たちの育ちの拠点になっていくことも期待されます。

今年三月から制度の本格実施を見据え、全国的に試行的事業が始まっております。試行的事業においては、利用対象は生後六カ月から満三歳未満の未就園児、利用時間については一人当たり月十時間が上限となっております。

国は本格実施に向け、試行的事業で得られた課題や工夫などの事例を基に、制度内容についてさらに検討を進めていくこととしています。

以上でございます。

○武藤委員⇨ありがとうございます。

では、「こども誰でも通園制度」の実施状況、県内でどんなふうになっていきますでしょうか。

○千綿こども未来課長⇨「こども誰でも通園制度」の試行的事業の実施状況についてお答えします。

「こども誰でも通園制度」の試行的事業は、今年の四月二十六日現在、予定を含め、全国百十五自治体で実施されておりますが、県内では佐賀市、唐津市、有田町の三市町になります。このうち、唐津市及び有田町は今年四月からそれぞれ二園で事業を開始しております。また、佐賀市では来月七月から八園で事業を開始予定です。

以上でございます。

○武藤委員⇨どうもありがとうございます。今お話を聞いていて、分かること

ころもあればはてながつくときもあるんですけれども、一時預かり事業と「子ども誰でも通園制度」、この違いが本当に分かりづらい、ほかの方からもそういう声をお聞きしました。どんな違いがあるんでしょうか。

○千綿子ども未来課長「一時預かり事業と「子ども誰でも通園制度」の違いについてお答えします。

「子ども誰でも通園制度」は、子供が主体、一時預かり事業は保護者が主体であることが子ども・子育て支援法において整理されているところでございます。

具体的には、「子ども誰でも通園制度」は、一時預かりのように保護者のために預かるというサービスではなく、保育者との関わりの中で保護者が親として成長し、保護者と保育者が一緒になって子供の育ちを支えていく点で違いがございます。

このため、利用要件についても、先ほど申し上げましたように、一時預かりの事業が保護者の日常生活上の突発的な事情が発生したことなどを要件としていることに対し、「子ども誰でも通園制度」では、保護者が就労しているかどうか、そういった事情を問わず、誰でも利用することができるとされております。

また、国などの補助については、一時預かり事業では実施主体である市町に對する国と県の補助率がそれぞれ三分の一であるのに対し、「子ども誰でも通園制度」の試行的事業では国が四分の三を補助することになっております。

また、利用の際に保護者が支払う利用料については、一時預かり事業では各園が設定し、子供一人一時間当たり三百円から四百円程度となっており、「子ども誰でも通園制度」の試行的事業については、三百円程度を標準として各園で設定されております。

以上でございます。

○武藤委員「少し違いについては今御説明いただいたんですけれども、ちょっと分かりづらかったので表にしました。（パネルを示す）

今お答えいただいたことも入っておりますけれども、一時預かり事業は保育分野での事業ということで、乳児または幼児ですね。「子ども誰でも通園制度」は、六カ月から二歳までの未就園児です。そして、利用は今までの保育の目的、内容の要件で、保護者の負担軽減のために利用。先ほど突発的な事情があったときに使うんだということをおっしゃいました。そして、「子ども誰でも通園制度」は、就労要件を問わず、時間単位で利用できるということです。

条件は、一時的に預かり、必要な保護を行うのが一時預かりで、「子ども誰でも通園制度」は、月一定時間までの利用枠があつて、今行われている試行は月上限十時間。十時間だから一時間してもいいし、二時間してもいいし、そうなったときは残り使う時間が少なくなっていくということになって、ちよつとやっぱりこの辺問題だなというふうにも思います。

それから補助、国が三分の一、県が三分の一、市町が三分の一が一時預かり。そして、「子ども誰でも通園制度」は、国が四分の三、市町が四分の一で、利用料は先ほど御答弁あつたように、平均的に一時預かりでは園が決めるけれども、一時間三百円から四百円程度で今行われていて、「子ども誰でも通園制度」というのは、事業者が直接徴収、一時預かりと大体同水準というか、今三百円というふうにおっしゃつたので、大体三百円の線では行われているというふうです。

契約はどうかというと、申し込みは、一時預かりのときは電話や直接事業所で事業所と直接契約をします。「子ども誰でも通園制度」の場合は、予約システムを活用し直接契約をしていくと。市町はシステム活用で利用状況を把握可能だということなんですけど、方法としてはどちらも一般型、そして余裕活用型、そういうふうになっています。

私、これは本当に一時預かり事業で行われていること、そして、「こども誰でも通園制度」で利用されること、活用されること、それはそれぞれ違いがあると思うんですけども、この時期、創設される意義ですね、この一時預かり事業がありながら、「こども誰でも通園制度」が創設されたということについては、先ほどもおっしゃったように、親御さんが本当に育児の問題をリフレッシュしたり、自分の時間が取れたりということ、そういう問題が出てくると思うんですね。そういうことに活用できる、就園に関係なくそういうことができるということがあると思うんですけども、本当に育児の負担から少しでも開放されたいという思いを持つお母さん方にとって、保護者の方にとって、本当にほっとする時間をつくるということはとても大事なことだと思っています。お母さんたちにとっては本当に大切な時間でもあります。その思いはよく分かるんです。その要求、願いに応えていくということはとても大事なことだと思うんです。だったら、月に十時間という、この上限を何とかしなくちゃいけないというふうにも思います。

また、利用しやすいというふうにするには、今ある一時預かり事業、これを、受け入れ条件をそういうふうを増やしていった、変えていった、保育士さんたちを増やしていく、そういうふうな対応もできるんじゃないのかなというふう思うんですよ。それは国が決めることではありませんけれども、どうしてこういう制度に、ややこしくなってしまうのか、今ある制度をもっと拡充、拡大していけばいいことなんじゃないかなと思うんですけども、別の制度にしてしまうということですよ。

ある保育士さんが言っておられましたけれども、月十時間の単位で一、二時間預けるということになっても、受け入れ側は本当に大変だというふうなことをお聞きしました。前もってその子の特性を知る、そういう余裕がないということなんですね。いわゆる慣らし保育の時間が必要だというふうにも言ってお

られました。国の考えている補助の負担割合は、さっきお示したように、県はなくなるし、ただ、市町も前の三分の一から四分の一に減るからいいように思うんですけども、やはりちよつとそういう問題も持っているなというふうに思います。

現場からのいろんな声が出ていると思うんですけども、県はどういうふう
に受け止めているのでしょうか、そういったことをお聞きしたいと思います。

本格実施に向けて、令和八年からということで本格実施に向かうわけですけども、そういう課題が幾つかあると思うんですね。解決すべき点をどのように考えているのか、いろんな声を聞いていく必要があるのではないかとこのうにも思うんですけども、それはいかがでしょうか。

○千綿こども未来課長「こども誰でも通園制度」の本格実施に向けた課題についてお答えします。

県としては、利用時間については、先ほど委員おっしゃられたように、利用時間が月十時間と限られているため、子供が新しい環境に慣れるのが不十分で、限られた利用時間では子供の発育状態を把握し、専門的な支援を行うことは困難という園がある一方で、職員体制上、月十時間の実施が難しいという園もございいます。このため、園や地域の実情に応じ、柔軟に利用時間を設定できる制度とすることが必要と考えております。

また、実施体制につきましては、家庭で大きな不安や孤立感を抱え、一人で子育てをしている保護者に適切なケアやアドバイスをするためには、臨床心理士や保健師など専門的な人材の配置も必要です。制度の本格実施により、園にとっては、通常の保育からさらに受け入れる子供の人数が増えるため、保育者の業務量が増える、負担が増えるといった課題はございます。

なお、本格実施後は試行的事業の実施園を含め、全国、県内全ての自治体に広がることも含め、課題を整理していく必要があると考えております。

以上でございます。

○武藤委員 佐賀県の中でも、本格実施の場合は全国全ての自治体で行うんだという国の方針の基にそれをやっていくんだけれども、やはり保育という言葉がここに使われていない、「こども誰でも通園制度」というのはですね。保育という感覚から外れていくんではないかなという心配も持っております。

保育の場合は、ただ預けて終わりではないというふうに思います。子供たちの育ちを基本に置いて、専門職の方たちがそれぞれ感性、情緒、そして、知力も体力も伸びてほしいというふうに接していくことが人としての基礎を育てていく大事な時期でもあるし、この保育という仕事に一番力が入られることではないかなというふうにも思うんです。

こうした保育園、保育所が今願っているのは、子供たちにもう一人保育士をという、そういうスローガンの基に、保育者を増やしてほしいということをやっているし、特に三歳児の枠ですね、保育士さんの。その枠を、保育基準を変えてほしいという、そういう思いも持っているわけです。この声に応えてこそ保育の質もよくなるというふうに思うんですけれども、その解決のためには、やはり国にもそういったことも言っていただきたいと思っております。

「こども誰でも通園制度」というのは、保育という言葉を使わない分、それからどんどん事業者にいるんな契約をさせていくということからいって、いわゆる介護の施設などに見られるような民間参入、そのことだけを目的とした民間参入が行われていくんではないかという不安も持っていますので、今試行しているところから出された要求、声、意見、保育士さんたちの声を大いに酌み取って、国に反映させていただきたいというふうに思っています。

そして、そういうことを保育の分野で求めつつ、「こども誰でも通園制度」の不十分さを補う立場で、県は国にもちゃんと物を言っていたいただきたいと思えます。

先ほども何回も話に出てきますけれども、利用時間が月に十時間ということではなく、御家族に設定していく、子供さんたちがしっかりと通園して預かっていただくような、そういうことにしていく、いろんな子供たちがいるわけですから、看護師をはじめいろんな専門職、先ほど言われましたけれども、そういう役割を持つ人たちを配置されていくべきではないかというふうに私も思っております。保育の質を高めるためにも、内容の充実を求めているかと思っておりますけれども、それについてはどうお考えでしょうか。

○千綿こども未来課長 「こども誰でも通園制度」の今後の取組についてお答えします。

県では先月、五月末ですね。制度の円滑な実現に向け、国に政策提案を実施いたしました。その際、事前に先行的に事業を実施した県内市町や現場の様々な声をお伝えしたところです。

今後、市町や園など現場の声、また、試行的事業で把握した保護者のニーズを国に伝えていきたいと考えております。

また、現場からは保育者が足りないという声は県のほうでも聞いており、県におきましては、これまで修学資金の貸し付けや処遇改善、働き方改革の支援、保育の魅力発信など、人材確保の取組を行ってきたところです。

制度の導入に当たりましては、今の取組をしっかりと進めていくとともに、現場の負担感を軽減できるよう、さらなる働き方改革の支援を進め、働きやすい職場づくりに向けて取り組んでいきたいと考えております。

なお、国が保育の人材不足の実態調査に乗り出す方針を固めたとの報道が先日ありました。実施されれば、こういった情報も活用しながら今後の対応を検討していくこととしております。

全ての子供にとって良質な生育環境の提供ができるよう、今後とも実施主体である市町や園、関係機関と連携しながら、制度の円滑な実施に向けて取り組

んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員 Ⅱ最後に言いたいのは、国の補助の在り方です。

国が四分の三、市町が四分の一というふうになって、先ほども言ったように、地方の自治体は補助率が減るからうれしくないかもしれません。しかし、国の財源はどうだろうかというふうに思ったときに、報道されているように、私たち国民の保険料等から回されていくとのことですね。負担が増えるのは子育て世代以外の人たちの懐です。国のやり方は、この制度によって世代間対立をさせていく方向です。四十三兆円もの軍事費捻出のために、国がやらなければならぬはずの保育の問題、子供の施策、そういったことが国の一般財源や地方交付税ではなくて、国民間を対立させていく、ここにつながっていくことは許せないと思います。今の政府のやり方に私は異議を唱えて、この質問を終わりたいと思います。

○石丸委員 Ⅱ自由民主党の石丸太郎でございます。昨年度に引き続き、文教厚生常任委員会に携われることを感謝申し上げます。また、副委員長も拝命をいたしました。本年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、三項目にわたって質問させていただきます。

まずは、令和六年能登半島地震における佐賀県災害派遣医療チームの派遣についてであります。

令和六年一月一日十六時十分、石川県能登地方で最大震度七の揺れを観測する地震が発生しました。国が六月四日に発表した資料によると、この地震による死者は災害関連死を含め二百六十人、負傷者は千三百人を超え、また十二万棟を超える住家が被害に遭い、避難者は二千八百人を超えております。

昨日の報道では、死者は災害関連死を含め三百人を超えると報道がなされておりました。亡くなられた方々に改めて哀悼の意を表するとともに、御遺族と

被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

この地震発生を受け、医療支援のため、全国各地から被災した地域に災害派遣医療チーム、いわゆるDMATが派遣され、様々な支援がなされました。

DMATは、県内においては令和元年、令和三年の豪雨災害の際に、また県外では平成二十三年の東日本大震災や平成二十八年の熊本地震の際にも活動がされておられます。今回の地震では、石川県からの要請を受け、本県からもDMATが派遣されたところであります。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

まずは、設置目的についてであります。

DMATはどのような目的で設置されているのかお尋ねいたします。

○森医務課長 ⅡDMATの設置目的についてお答えいたします。

災害派遣医療チーム、いわゆるDMATは、地震などの自然災害及び航空機・列車事故などの災害時や新興感染症等の蔓延時に地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るために設置されたものです。

DMATは、災害発生直後の急性期、おおむね四十八時間以内から活動を開始できる機動性を持った専門的な研修や訓練を受けた医療チームであり、DMAT一隊の構成は医師一名、看護師二名、業務調整員一名の四名を基本としております。

以上でございます。

○石丸委員 Ⅱ次に、派遣要請基準についてであります。

DMATの派遣要請基準はどのようなものかお尋ねいたします。

○森医務課長 Ⅱ派遣要請基準についてお答えいたします。

DMATの派遣要請基準については、国の基準に準じて佐賀県災害派遣医療チーム運営要綱に定めており、地震などの自然災害や大規模交通事故等により、局地的に三十名以上の傷病者が発生した場合または発生が見込まれる場合、D

MATが出勤し対応することが効果的であると認められる場合としております。
以上でございます。

○石丸委員Ⅱありがとうございます。

次に、県内のDMATの現在の体制についてであります。

現在の県内のDMATの体制は、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

○森医務課長Ⅱ県内のDMATの現在の体制についてお答えいたします。

県では、佐賀大学医学部附属病院、佐賀県医療センター好生館など県内八つの病院をDMAT指定病院とし、それぞれ佐賀県災害派遣医療チームの派遣に関する協定を締結しております。

現在のDMAT指定病院における隊員数は、医師三十九名、看護師七十名、業務調整員四十一名の合計百五十名となっております、八病院で二十九チームの編成が可能となっております。

以上でございます。

○石丸委員Ⅱ二点目に、令和六年能登半島地震における活動についてであります。

能登半島地震の発生を受け、派遣したDMATはどのような活動を行われたのかお尋ねをいたします。

○森医務課長Ⅱ令和六年能登半島地震における活動についてお答えいたします。
令和六年一月一日の地震発生を受けて、一月五日に厚生労働省を通じて石川県からDMATの派遣要請がありました。今回は被災現場での医療支援のため、チームとしての派遣要請と災害対策本部での初期対応に当たるため、DMAT隊員に対して個別の派遣要請がありました。

まず、被災現場での医療支援のためのチームについては、一月十七日から二月四日までの十七日間に五チーム、計二十九名のDMATを被災地に派遣いた

しました。これらのチームは、石川県穴水町の高齢者・障害者施設において、施設避難支援や介護スタッフの充足状況、医療介入の必要性や感染症の発生状況の把握を行い、各施設のニーズに応じた医療支援等の活動を行いました。

また、災害対策本部の初期対応のためのDMAT隊員の個別派遣については、一月七日から二月十三日の間に計七回、延べ九名を派遣いたしました。これら個別派遣の隊員は、石川県庁の保健医療福祉調整本部や穴水町の現地対策本部において、主に医療機関の被害状況の把握や被災地における医療資源の配分の検討、患者の搬送調整等を行いました。

以上でございます。

○石丸委員Ⅱ三点目に、活動を通しての課題についてであります。

能登半島でのDMATの活動を通して、どのような課題があると認識しておられるかお尋ねをいたします。

○森医務課長Ⅱ活動を通しての課題についてお答えいたします。

今回の地震での国や自治体の初動対応につきまして、国の関係省庁で構成された検証チームがまとめた報告書によりますと、今回の地震の特徴としては、地震が元日夕方方に発生し、すぐに日没になったことや、停電や通信の途絶が広範囲に発生したことから、被災状況の速やかな把握が困難であったこと、被災地は半島部にあり、アクセスできる道路は限られている中、土砂崩壊などにより多くの道路が不通になり、救命・救助活動のための人員の移動が困難になったこと、また、地震による地盤の隆起や港湾の破壊により、海からの進入に制約が発生したなどが挙げられています。

DMATは通常、災害急性期と呼ばれる災害発生から四十八時間以内に活動を行い、その後は医師会などの医療救護班(JMAT)などに引き継ぐこととなりますが、今回の地震については、先ほど申し上げたような特徴により、DMATの活動が二カ月といった長期間に及んだところでございます。

今回の能登半島へのDMAT派遣の状況を見ますと、佐賀大学医学部附属病院や好生館といった一部の病院に偏り、地域のDMAT指定病院からの派遣が少ない状況でした。

今後、国内で大規模災害が発生し、被災地域へDMATを派遣し、その活動が長期化した場合、今回のような派遣体制では、県内の救急医療の核となる二つの病院、佐賀大学医学部附属病院や好生館での診療体制への影響も懸念されることから、特定の病院に過度の負担とならないよう、全体のバランスを考慮した派遣が必要になると考えております。

以上でございます。

○石丸委員 Ⅱ最後に、今後の取組についてであります。

県では能登半島でのDMAT活動を通して見えた課題に対して今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

○森医務課長 Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

今後、DMATの派遣が長期化する場合には、地域のDMAT指定病院についても派遣していただけるよう、DMATと定期的な意見交換を行い、これまでの災害や各種訓練での課題等を確認するなどしながら、県の調整の仕方について検討を行ってまいります。

また、大規模災害に地域のDMAT指定病院も対応していくために、国が実施するDMAT養成研修や、南海トラフ地震など大規模な地震発生を想定した実動訓練への参加などを通じ、引き続きDMAT隊員を養成し、DMAT指定病院における隊員の増強に努めてまいります。

以上でございます。

○石丸委員 Ⅱ森医務課長ありがとうございます。いつ起こるか分からない災害に常に備えをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

重度心身障害者医療費助成についてであります。

子供医療費助成については、これまでに対象年齢の拡大や現物給付化などの取組を行ってこられ、令和六年度からは国民健康保険制度の国庫負担減額調整措置、いわゆる国保ペナルティーが廃止されたと認識しております。

一方で、重度心身障害者医療費助成については、依然として国保ペナルティーの措置がなされており、県内における給付方法は償還払い方式のままであると承知をしております。

償還払い方式では、市町の窓口で医療費助成の申請手続が必要となるため、重度の障害をお持ちの方やその御家族にとって大きな負担となっていることから、当事者の家族等による団体の佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会や佐賀県精神保健福祉連合会からは現物給付化を求める声がございます。

重度心身障害者医療費助成は、一義的には市町が実施主体であることを理解しておりますが、給付方式の見直しに当たっては、県がリーダーシップを発揮しながら、障害を持つ方々や御家族に寄り添って取り組んでいくべきではないかと考えております。

また、佐賀県精神保健福祉連合会からは、助成対象について、精神保健福祉手帳の一級所持者に加えて手帳の二級所持者についても対象となるよう、自由民主党佐賀県支部連合会に御要望いただいております。精神障害者保健福祉手帳の二級所持者におかれても、就労が困難で低所得の状態にある方もいらつしやいます。

精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準では、一級は特別障害者とも呼ばれ、他人の援助を受けなければ日常生活が困難であると判断される最も重い等級であります。二級は必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難な程度とされております。

このため、精神障害者保健福祉手帳所持者の助成対象を手帳の二級所持者にも広げるべきではないかと考えます。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

まずは、給付方式の現状についてであります。県内の市町における重度心身障害者医療費助成の給付方式の現状はどのようなようになっていのかお尋ねをいたします。

○黒田障害福祉課長⇨本県における重度心身障害者医療費助成の給付方式の現状についてお答えをいたします。

現在、県内全ての市町が償還払い方式となっております。この給付方式は、助成対象者は医療費の自己負担分を医療機関の窓口で支払った後、一月分ごとの医療費助成を市町に申請をし、一月の自己負担額が五百円を超えた分について助成を受ける制度となっております。

県はこの市町が行う助成に対しまして、その二分の一を補助しているところでございます。

なお、上峰町では、令和五年度から自己負担なしとなるよう助成をされているところでございます。

以上でございます。

○石丸委員⇨ありがとうございます。

次に、給付方式に関する市町の意見についてであります。

給付方式について、県内の市町からどのような意見があっているのかお尋ねをいたします。

○黒田障害福祉課長⇨給付方式に関する市町の意見についてお答えをいたします。

給付方式に関し、県では、令和五年八月に実施主体であります市町に対してアンケートを実施するとともに、市町担当課長等との意見交換会を実施したところでございます。

まず、アンケートの結果では、市町の負担が増えるとしても現物給付方式が

よいという市町が六市町、市町の負担が増えるとしても、対象者から市町への助成申請が不要となる自動償還払い方式、これがよいというところが五市町、見直しは必要だが、現時点では給付方式を選択できないというところが九市町ございました。全ての市町で給付方式の見直しの必要性があるというお考えではございましたが、現物給付化への対応につきましては意見が一致していなかった状況でございます。

また、意見交換会での市町からの意見といたしましては、見直すべきとは考えるが、現時点では現行の償還払い方式以外を選択できない、国保ペナルティーがなければ現物給付化は可能と考えるなどといった意見がございました。以上でございます。

○石丸委員⇨最後に、現物給付化に対する県の考え及び対応についてであります。

当事者団体の声や市町の意見を踏まえ、現物給付化に対し県はどのように考えどのように対応していくのかお尋ねをいたします。

○黒田障害福祉課長⇨現物給付化に対する県の考え及び対応についてお答えをいたします。

現物給付方式では、対象者は医療機関の窓口で一定額を支払うだけでよく市町への助成金申請も不要となります。

一方で、事業の実施主体でございます市町にとっても事務の簡素化などのメリットはありますものの、いわゆる国保ペナルティーによる多額の財政負担が新たに生じるなどといった課題もございます。

いずれにしても、給付方式の見直しにつきましては、実施主体であります市町が主体的に検討すべきものとは考えておりますが、市町における議論が進むよう、県といたしましても、今後も市町と意見交換を行うとともに、他県の状況等の情報提供などといったことも行っていきたいと考えているところで

でございます。

さきのアンケートの結果のとおり、市町ごとに様々な考えがありますことから、県といたしましては、必ずしも全市町統一の給付方式の導入にこだわることなく、例えば、給付方式の見直しを判断した市町ごとに現物給付化を進めていくなど、市町の考えがまとまれば、県といたしましても、市町のお考えを尊重しながら協力をしていきたいと考えているところでございます。

また、市町の意見からもございましたとおり、現物給付化における最大の課題であります国保ペナルティーの廃止や医療費助成に係る全国一律の制度創設につきましても、これまでも国への政策提案など、機会あるごとに国に要望しているところでございます。先月、五月三十日の国への政策提案におきましても、国に提案をしたところでございまして、今後も強く国に要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○石丸委員Ⅱありがとうございます。今度、市町の担当者の方と八月にまた協議をされるということと、ぜひこの件についても取り上げていただきたいと思っております。

それでは、二点目に精神障害者保健福祉手帳所持者の助成対象の拡充についてであります。

まずは助成対象の障害者についてであります。改めて重度心身障害者医療費助成の対象となる障害者の範囲はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○黒田障害福祉課長Ⅱ助成対象の障害者についてお答えいたします。

本県における重度心身障害者医療費助成の対象は、身体障害者手帳一級または二級をお持ちの方、療育手帳Aをお持ちの方、身体障害者手帳三級で知能指数五十以下の方、精神障害者保健福祉手帳一級をお持ちの方といった重度の心

身障害をお持ちの方々としております。

以上でございます。

○石丸委員Ⅱ次に、精神障害者保健福祉手帳二級所持者への助成適用についてであります。

現在、精神保健福祉手帳所持者の助成対象は、先ほど御説明もありましたとおり、手帳の一級所持者のみとなっております。手帳の二級所持者も助成対象となるよう拡充すべきと考えますが、県はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○黒田障害福祉課長Ⅱ精神障害者保健福祉手帳の所持者への助成適用についてお答えをいたします。

精神障害者保健福祉手帳所持者につきましては、佐賀県精神保健福祉連合会からの要望ですとか他県の状況等を踏まえまして、助成の必要性などについて市町とも議論をした上で、令和三年度から同手帳一級所持者を助成対象としているところでございます。

同手帳は一級から三級までの等級がございまして、厚生労働省が同手帳の障害等級の判定基準といったものを示しております。この判定基準において、判定する際の基本的な捉え方といたしまして、一級は他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものでされており、二級につきましても、委員のほうからも御説明ございましたけれども、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難な程度のものでされております。

これを踏まえまして、身体障害者や知的障害者の助成対象範囲と同等の日常生活への影響度などを総合的に検討いたしましたして、精神障害者については同手帳一級所持者を助成対象としております。

委員からは、精神障害者は就労が困難で低所得な状況にあられる方もいらっしゃるというお話もございました。精神障害者の方々への支援に当た

りましては、個々の障害特性の状態に合った就労支援や居住の場でありませ
グループホームの充実など、地域での自立した生活に向けましての支援に取り組
んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○石丸委員Ⅱありがとうございます。先ほど黒田課長からも御説明がありまし
たけれども、一級、二級、三級それぞれの手帳所持者の数のほうも教えていた
だければと思います。

○黒田障害福祉課長Ⅱ精神障害者保健福祉手帳所持者の数につきましてお答え
をいたします。

令和五年度末、令和六年三月三十一日現在でございますけれども、一級が五
百八十三名、二級が五千二百十六名、三級が二千六百六十六人、合計で八千四
百六十五人となっております。

以上でございます。

○石丸委員Ⅱ二級まで拡充できない何か理由があれば教えていただきたいなと
思います。

○黒田障害福祉課長Ⅱ二級まで拡充できないかということにつきまして
の質問にお答えをいたします。

先ほど答弁をさせていただきましたとおり、二級の方というのは、日常生活
について必ずしも他人の助けを借りる必要はないというようなことでございま
すけれども、ただ、やはり日常生活に当たっては困難ということとされてお
ります。

また、厚生労働省のほうで、先ほど紹介いたしました通知の中では、この二
級の具体的な状態の例といたしまして、付き添われなくても自ら外出できるも
の、ストレスがかかる状況が生じた場合には対処が困難ですとか、就労移行
支援事業や就労継続支援事業等を利用することができる方たちなどといった記

載がされているところでございます。

こうしたことですか、先ほども答弁いたしました身体、知的、これらの障
害の方々との助成対象の範囲、これと同等の程度というようなことを総合的に
検討して判断しているところでございます。

以上でございます。

○石丸委員Ⅱありがとうございます。判定基準のほうを改めて確認してみた
んですけれども、一級との違いは、「他人の援助を受けなければ」の部分の違い
だけで、やっぱり日常生活が困難であることに変わりはないのかなというふう
に思います。

ちよつと余談になるかもしれませんが、県立大学のインシヤルが二百
億円ということで、私も経営者の端くれであります。削るところは削ります。
ただ、削つてはいけないものがあると思います。お金というものは困っている
方々に使うべきものであると思います。高校生は日本全国各地に選択肢があり
ますけれども、障害を持つている方々はその選択肢に限りがあります。でも、
この佐賀の地で生きていかなければなりません。知事の言葉に「人を大切に、
世界に誇れる佐賀づくり」、「忘れてならないのは、人の痛みに敏感に、一人
ひとりの想いに寄り添いながら、誰もが笑顔で暮らせる社会づくりを進めてい
くこと」とあります。佐賀県重度心身障害者医療費助成がさらに人を大切に思
うものとなるようお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

最後の質問になります。障害者の就労支援についてであります。

障害のある子供の親に共通する大きな悩みは、自分たちの死後、子供はどう
なるのかという昨年の六月議会の当委員会でも私が質問させていただいた、い
わゆる親亡き後の問題であります。多くの親は、自分が元気な間は子供と一緒
に暮らしたいという願いを持っている一方、自分がいなくなつた後、我が子が
住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるのだろうかという心配を

されておられます。親亡き後も障害のある子供が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、住まいの場とともに、経済的基盤として働く場を確保し、必要な収入を得ることが重要となります。

昨年もお伝えしたように、知的障害者とその家族を支援する活動をされている手をつなぐ育成会の総会に出席させていただきました折に、障害のある子を持つ親の多くが将来に不安を抱えておられ、また、親亡き後の経済的自立のために、子供に一般就労させたいという声も多く耳にします。

障害のある方は、働く意欲があっても対応できる条件の仕事がなかなか見つからなかったり、就職できても本人の体調の問題から長く続かないことも多いようであります。

このような中、県では、障害者と企業の架け橋事業として、障害者就労支援スタッフを配置して、障害者雇用の意向を持っている企業と、就職を希望する障害のある方とをつなぐ就労支援に取り組みられておられます。

このような障害のある方と企業双方の不安解消につながる取組を通して、障害のある方が意欲を持って働き続けられるよう支援していただきたいと考えております。

そこで、次の点についてお尋ねいたします。

まずは、障害者雇用の現状についてであります。本年四月から民間企業、国、地方公共団体等の法定雇用率がそれぞれ引き上げられました。民間企業については、二・三％から二・五％に引き上げられ、対象企業も従業員数四十三・五人以上から四十・〇人以上の企業に拡大されたところであり、障害者の就労支援を一層推進する必要があると考えております。

そこで、県内の民間企業における障害者雇用の現状はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○前田就労支援室長 障害者雇用の現状についてお答えいたします。

まず、障害者実雇用率について申し上げます。

佐賀労働局の公表資料によりますと、令和五年六月一日現在における県内の従業員数四十三・五人以上の対象企業六百三十三社に雇用されている障害者の数は二千五百九十一・五人であり、障害者実雇用率は過去最高の二・八〇％で全国五位となっております。

また、法定雇用率達成企業の割合につきましては、六七・九％であり、三年連続で全国二位となっております。

このように、本県の障害者実雇用率や法定雇用率達成企業の割合は全国でも高い水準にございます。

以上でございます。

○石丸委員 ありがとうございます。

次に、障害者の就労支援の取組についてであります。

県内企業の障害者実雇用率等は、全国でも高い水準となっていることですが、そのような中で県の就労支援の取組についてお尋ねいたします。

県では、障害者就労支援スタッフ七名を配置して障害者の就労支援を行われておられますが、具体的にはどのような業務を行っているのか。また、障害者就労支援スタッフが就職につなげた件数はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○前田就労支援室長 障害者の就労支援の取組についてお答えいたします。

障害者就労支援スタッフは、働きたいけれど、本当に働けるのか、不安のあられる障害のある方と、障害者を雇用したいけれど、不安のあられる企業との架け橋となりまして、障害者の就労支援に取り組んでおります。

障害者就労支援スタッフの具体的な業務としましては、まず、障害のある方につきましては、就労支援事業所などの福祉施設を訪問するなどにより、企業への就職を希望される方の情報を把握しております。また、企業に対しまして

は、訪問により障害者雇用制度の周知や障害者雇用の進め方、活用可能な助成制度や事業主に雇用管理の助言などを行うハローワークや独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者職業センターなどの支援機関の紹介などを行い、障害者雇用に対する理解を深めていただくよう努めております。

その際、企業の障害者雇用のニーズなどの情報を収集しまして、ハローワークなどの関係機関への情報提供も行っているところでございます。

こうした活動を通しまして、就職を希望される方と企業の条件が合えば、ハローワークや就労支援事業所などと連携し、職場見学や職場実習、職業訓練などを取り入れながら、個別の就職に結びつけているところでございます。

こうした取組の結果、就職につながった件数は令和三年度二十八件、令和四年度三十四件、令和五年度四十三件となっております。

以上でございます。

○石丸委員Ⅱありがとうございます。着実に就職につながった件数も増えているということでありました。

次に、障害者の就労支援の課題についてであります。

就労支援に取り組む中で、どのような課題があるのかお尋ねいたします。

○前田就労支援室長Ⅱ障害者の就労支援の課題についてお答えをいたします。

障害者の就労支援に当たりましては、主に二つの課題があると考えております。一つ目は、企業の障害者雇用に対する理解促進でございます。障害者就労支援スタッフが県内企業を訪問させていただいた際、企業の方からは会社内に適当な仕事があるかどうか分からない。障害者を雇用するイメージやノウハウがないなど、障害者雇用をどのように進めたらいいか分からないといった声を多く聞いております。

こうしたことから、企業が抱えておられる障害者を雇用するための知識やノウハウ不足などから来る懸念や不安を軽減し、障害者雇用への理解を深めてい

ただく必要があると考えております。

二つ目は、職場定着の支援でございます。障害のある方が就職をされたとしても、障害や病気のため、あるいは作業環境が合わないなどにより、職場定着につながらないケースもございます。このため、できるだけミスマッチを防ぎ、職場定着が図られるような支援を行う必要があると考えております。

以上でございます。

○石丸委員Ⅱ最後に、今後の取組についてであります。

障害者の就労支援に係る課題に対して、どのように対応されるのか、今後の取組についてお伺いをいたします。

○前田就労支援室長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

障害者就労支援スタッフが企業訪問をする中で、企業の方からは、実際に障害のある方を雇用してみても、元気に挨拶されるので、職場の雰囲気はよくなり、明るくなり、真面目な勤務態度や仕事ぶりがほかの従業員へのよい刺激となっているのですとか、障害のある方のために視覚的に分かりやすい指示書を作成したり、表示を増やしたところ、ほかの従業員にも分かりやすくなり、作業の効率化が図られたなど、職場全体により影響があったという声をお聞きしております。こうした好事例につきましては、企業のほうにしっかりとお伝えをしたかと考えております。

先ほど申し上げました就労支援に当たっての二つの主な課題、企業の障害者雇用に対する理解促進と職場定着の支援につきましては、障害者就労支援スタッフが必要に応じてハローワークや障害者職業センターなどと一緒に企業訪問を行い、雇用管理上の配慮に対する助言や各種助成金の案内など、個々の企業が抱えておられる懸念や不安などに一つ一つ丁寧にお答えすることとしております。

また、障害のある方と企業双方の不安を解消し、相互理解を深めていただく

ため、できるだけ職場見学や職場実習を取り入れていくこととしております。
就職後につきましても、ほかの就労支援機関と緊密に連携を図りながら、就業面と生活面をトータルでしっかりと支援を行い、職場定着につなげていきたくと考えております。

それから、冒頭、委員のほうから御指摘がございましたように、本年四月からは、法定雇用率の引き上げや対象企業が拡大されているところでございます。新たに対象となった企業や未達成企業に対しまして、重点的に働きかけを行い、県内の障害者雇用がさらに進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

一人でも多くの障害のある方が、その適性と能力に応じた職業に就かれ、その職業に生きがいを感じて、地域で自立した生活を送っていただくことができるように、引き続き障害者の就労支援にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石丸委員⇨前田室長ありがとうございます。昨年十一月二十六日に武雄市社会福祉大会に出席をしまして、「虹色のチョーク働く幸せを実現した町工場の奇跡」の著者であられます小松成美様の御講演を拝聴いたしました。幾度となく涙腺が緩むお話でありました。

本書は、神奈川県川崎市のチョーク製造会社日本理化学工業の福祉への取組と経営姿勢に迫ったノンフィクション作品で、三年半にわたる取材をもとに日本で一番大切にしたい会社と言われる理由や、障害者雇用の理想と現実、苦悩と葛藤が描かれております。

業界シェアナンバーワンの同社では、文字が読めない人には色合わせという手法で、時計の文字盤が読めない人には大きな砂時計を置き、それぞれの理解力や能力に合わせて作業工程を工夫されております。

その人の持つ理解力に合わせて作業工程を設計し、温かい目で見守れば、彼

らは健常者と変わらない能力を発揮する。さらに、褒められれば喜びを感じ、向上心を持たれると、常時改善を繰り返すことで、職場の必要不可欠な戦力となり、定年まで勤める人がほとんどだということでもあります。

同社代表取締役社長の大山隆久様に、障害者雇用についてインタビューしたコメントの中で、人間には役割があっても、優劣などないと気がつけます。彼らは生きることや働くこと、喜びや悲しみといった人間の本質を考えさせ、気づかせてくれる存在でもあります。感謝しかないですよとおっしゃられておりました。

たびたび紹介させていただいております私の長男も二年前に嬉野特別支援学校を卒業し、一般就労ではないんですけども、現在、B型作業所にお世話になっております。桜の路と書いて桜路（おうじ）という名前なんですけど、たまに一緒に遊びに行つて、「おうちゃん、お仕事楽しいね」と聞くと、「楽しいよ」と答えてくれます。

民間企業の障害者の法定雇用率が二〇二六年七月には二・七％に引き上げられるとお聞きしておる中で、本事業が文字どおり障害のある方と企業の架け橋となることを祈念しまして、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○富田委員長⇨暫時休憩いたします。十三時をめぐりに委員会を再開いたします。

午前十一時五十九分 休憩

午後一時一分 開議

○石丸副委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○下田委員Ⅱでは、午後からの質疑もよろしくお願いします。県民ネットワークの下田寛でございます。

さて、昨日は視察に行かせていただきました。基山町のこども家庭センター、課をまたいだ横断的な取組で、しかもその場所には教育長も来ていただいたりして、本当、教育部局と福祉部局をつないでいくような役割。あと、視察をしているときに、ちょうど保健センター的な機能もありますので、高齢者の方も来られていたのがとても印象的で、世代を超えた集いの場所になっているんだなということ、とても興味深く、またお取組をとっても心強く思いながら見させてくださいました。

また、彩志学舎も行かせていただいて、夜間中学ですね。映像を見ていたら僕の知り合いの子がそこにいて、ああ、いろんな子が来ているんだなと思いつつ、その子も昼間働いていて夜は学校なわけですよ。なので、やっぱり本当に様々な背景を持った子たちがあの場所ですっかりと勉強して、社会のためにまた自己実現を含めて成長していくぞという思いで学校に通っているんだなというのをとても温かく思いましたし、学校の先生方のお話を聞いていても、とても思いのこもった学校だなというのを一番思ったところでもあります。午前中、武藤委員からも質疑がありましたけれども、これからもさらに発展をさせていただきたいというふうに関心を述べさせていただいて、質問に入らせていただきたいと思います。

まずは、認知症対策についてです。

少子・高齢化が進む中で、佐賀県の六十五歳以上の高齢者は全人口の三割を超えようとしております。過去の、これは佐賀新聞からの引用なんですけれど

も、認知症、二〇六〇年に六百四十五万人と。高齢者の六人に一人が認知症になるであろうと。また、これからの医療体制等をどうしていくのか、そういったことがかなり議論になっているところでもあります。

また、そのような中で、県ではウオーキングアプリの「SAGATOCO」を活用した健康づくりや「ゆめさが大学」での学びの場や地域で活躍するリーダーの育成といった元気な高齢者を増やす取組を行っております。

また、先日、六十五歳以上という高齢者の定義を七十歳に見直してはどうかという話があつておりましたが、確かに私の周りでも七十歳、八十歳でも十分元気に社会で御活躍されていらつしやる方はたくさん増えてきているというような印象も実感として持っています。

一方で、認知症高齢者の方の増加もこのように見込まれていて、昨年の六月に認知症基本法、この正式な法律の名称というのが「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立をしています。この法律は超党派による議員立法によるもので、長い法律の名称には関係者の願いが込められているものというふうにも認識しています。また、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」ということで、やっぱりこれから現場で活躍する方々や当事者はもちろんですけれど、その御家族や地域の方々や支援者の方々、様々な方々と共に歩みを進めていきたいと思います。この法律が制定されたと思っております。

また、現在、国においても有識者や関係団体で構成する施策推進関係者会議が開催されておつて、そこでは認知症に関する基本計画策定に向けた議論が行われております。先月開催された会議では、認知症高齢者数について、二〇二五年には四百七十二万人、六十五歳以上の人口がピークを迎える二〇四〇年には五百八十四万人に達するという推計が公表されていて、私自身、認知症に対する取組はますます重要になってくるというふうに関心を改めて認識をしております。

ろです。

そこで、次の点についてお伺いをさせていただきます。

まず、認知症高齢者の現状及び今後の推移についてお尋ねをいたします。

認知症の症状と種類についてであります。

認知症高齢者が増加するという推計がなされていて、今後、社会の大きな問題になってくると考えられますが、そもそも認知症とはどういう病気で、症状や種類はどういったものがあるのかについてまずはお尋ねします。

○今村長寿社会課長 認知症の症状と種類についてお答えいたします。

認知症は、脳の神経細胞の働きが悪くなって認知機能が低下し、日常生活に支障が出る状態になることを言います。物忘れや判断力の衰えといった症状のほか、憂鬱でふさぎ込む、怒りっぽくなるといった性格の変化などが見られることもあります。

認知症には幾つかの種類がありまして、最も多いのが脳にアミロイドベータというたんぱく質が蓄積するアルツハイマー型認知症、これが全体の六割から七割を占めております。次に、脳梗塞や脳出血などの脳疾患による脳血管性認知症、これが約二割。このほか、脳の神経細胞に特殊なたんぱく質、レビー小体といいますが、それが蓄積し、幻覚を見たりすることがあるレビー小体型認知症、前頭葉や側頭葉が萎縮して発症する前頭側頭型認知症などがあります。また、六十五歳未満の方が発症する若年性認知症というものもあります。以上です。

○下田委員 ありがとうございます。今、種類等について示していただきました。

次に、認知症高齢者の現状についてということでお尋ねをしたいと思います。

これは国の資料なんですけれど、(資料を示す)これは研究結果ですね。九州大学の二宮教授の認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に關

する研究というのがあります。先ほど僕が示したようなデータが出ていますけれども、二〇二五年で四百七十二万人と。これが二〇四〇年で五百八十四万人になると、左側のほうですね。MCIというのは、こちらは軽度認知症なんですけれども——というような推計が立てられております。

国においてはこのような推計になっておりますが、県内には認知症の高齢者数というのはどのくらいいるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○今村長寿社会課長 認知症高齢者の現状についてお答えいたします。

先月公表されました国の資料に基づいて試算しますと、二〇二二年、二年前ではありますが、県内の認知症高齢者の数は約三万人と推計しております。

以上です。

○下田委員 県内で約三万人というようなお話をいただきました。

それで、次の認知症高齢者の今後の推移についてというのをお尋ねしたいと思っております。

国が公表した資料では、認知症高齢者数は増加するであろうというような推計がなされています。県内では今の三万人を軸にして、今後どのように推移をしていくと考えていらっしゃるでしょうか。

○今村長寿社会課長 認知症高齢者の今後の推移についてお答えいたします。

本県の六十五歳以上の高齢者が最も多くなります二〇二五年前後には認知症の方は約三万三千人となり、その後も徐々に増加しまして、七十五歳以上の後期高齢者の方の人口がピークに達します二〇三五年から二〇四〇年ぐらいには約三万八千人となり、高齢者の七人に一人が認知症になるといふふうに見込まれております。

以上です。

○下田委員 ありがとうございます。恐らく今後、二〇二五年で三万三千人、

二〇三五年から二〇四〇年の辺りで三万八千人で、高齢者人口の七分の一ぐらいが認知症というふうになっていくだろうというような数値を示していただきました。国においても将来的には六分の一ぐらいがなっていくであろうということ、同じような傾向で佐賀県においても認知症の方というのは増えていくであろうというような推計を示していただきました。

それでは、(二)でお伺いをいたしますが、これまでの取組についてお尋ねをしたいと思います。

県ではこれまで、先ほども紹介しましたが、様々な認知症対策に取り組みられていらつしやると思います。どのような取組を行ってきたのかお尋ねいたします。

○今村長寿社会課長 Ⅱこれまでの取組についてお答えいたします。

認知症対策については、主に普及啓発、認知症の方や家族の方への支援、医療との連携に取り組んでまいりました。

普及啓発につきましては、認知症を正しく理解してもらうため、認知症を分かりやすく解説したパンフレットの作成であったり、新聞への認知症に関する情報や取組の掲載、認知症患者本人、「さが認知症すまいるリーダー」といいますけれども、その認知症患者さん本人による情報発信などに取り組んでまいりました。

認知症の方や家族の方への支援につきましては、認知症について理解し、自分のできる範囲で手助けをする認知症サポーターの養成、認知症について気軽に相談できる佐賀県認知症コールセンターの設置、これらに取り組んでまいりました。

医療との連携につきましては、地域における医療機関相互の連携、早期発見、早期対応を行う認知症疾患医療センターの設置、身近な医療機関であるかかりつけ医などへの研修、これらに取り組んでまいりました。

このほかにも、気軽に世間話や悩み事の相談、情報交換の場となる認知症カフェの立ち上げにつきまして、市町の取組を支援してきたところです。

以上です。

○下田委員 Ⅱありがとうございます。様々なことをしていただいております。

今挙げていただいたものでも、普及啓発としてパンフレットや新聞への掲載、すまいるリーダー本人からの発信、認知症サポーターの養成、コールセンター、医療等との相互連携や相談センター、かかりつけ医の研修など、あとは認知症カフェへの支援などということでありました。

そういった取組も含めてですけれども、今後の取組についてお尋ねをしたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、共生社会の実現を推進するための認知症基本法では、国や地方自治体、国民の責務を明確に規定したことをはじめとして、九月二十一日を「認知症の日」と制定したこと。また、認知症の人に関する理解増進や社会参加の機会の確保など、基本的な施策として定められておりますが、県はこの認知症基本法を踏まえて今後どのように取り組んでいくのかということをお尋ねしたいと思っております。

ここでもまた国の資料を、先ほどのですけれども、とても興味深いのが、二〇一二年の厚労省の報告に比べると、二〇二二年の認知症の有病率が低かったそうなんです。その理由がなぜかというのを分析しているところとして非常に興味深かったのが、まず、禁煙をしたことが大きいんじゃないかと、喫煙率が減ったこと。あとは生活習慣病の意識がとても高まったことというものが上げられて、認知症の当時の推計に比べると低くなっているというようなことが分析されているようです。

佐賀県も当然、今回の法律の制定をきっかけに、この法律が目指しているところというのは、ハード面で何か事業を新たに構築しましょうというよりは、

恐らくソフト面でより柔軟に、特に認知症の当事者等に寄り添った政策を展開していきましようねということ、あとは当事者はもちろんですけど、御家族や支援者や地域の方々等にいかに現場に寄り添ってハードからソフトへと政策を展開していくのかということがこの認知症基本法が取り組んでいきたい趣旨の大きな軸の一つだというふうにも思っております。

そういった点を踏まえて、佐賀県でも様々な取組、この法改正に当たって推進していくと思えますけれども、今後どのように取り組んでいくつもりであるのかという点をお尋ねしたいと思います。

○今村長寿社会課長Ⅱ それでは、今後の取組についてお答えいたします。

これまでの取組は、どちらかというと支える側の取組が多かったと思っております。

認知症基本法では、一人一人がその個性と能力を十分に発揮することが基本理念とされていますので、施策の早い段階から本人や家族の思いを聞いてできる限り反映させ、共生社会の実現に努めていきたいと考えております。

このことを踏まえまして、今後の取組として、現時点では大きく二つの柱を考えております。一つは多様な居場所づくりで、もう一つは地域のネットワークづくりです。

地域のネットワークづくりですけれども、高齢者の好みは様々です。いろんな居場所がほしいといった声を受けて多様な居場所づくりを進めているわけですが、先ほど議員の発言にありましたように、居場所づくりに当たりましては、認知機能の低下を抑制することが期待される禁煙であったり、生活習慣病への配慮であったり、健康意識の増進、そういったところが認知機能の低下の抑制にも期待されておりますので、そういった運動や食事、それから、eスポーツとかもあるかと思えますけれども、そのようなものを取り入れながら、よりよい、より通いやすくなるような居場所づくりというのを進めていきたい

と思えます。

地域のネットワークづくりにつきましては、認知症高齢者の方と地域の方々をつなぎ支えるコーディネーターが不可欠だと思っております。

その役割は、市町の認知症地域支援推進員が担っておりまして、その育成やスキルアップをさらに推進し、認知症の方、地域で支える方々、その両方に寄り添った支援体制の強化を進めていきたいと思えます。

また、これらの取組を進めていく上で、認知症に関する理解というのは大変重要であると考えておりまして、引き続き啓発にも積極的に取り組んでいくこととしております。

県民の方には、認知症を自分事として考えていただきたいと思っております。今年度、県では九月二十一日、「認知症の日」を中心に、SAGAアリーナを認知症のシンボルカラーでありますオレンジ色にライトアップしたり、認知症に関する映画「オレンジ・ランプ」というのがありましたけれども、そのモデルになりました認知症当事者の方の講演会を開催したり、そういったことを取り組もうと思っております。

またあわせて、市町に対しましても、認知症に係る取組を積極的に実施するようにお願いしております。この日が多くの方に認知症を考えるきっかけとなることを期待しているところであります。

これらの取組を通しまして、認知症になっても自分らしく過ごせる地域共生社会づくりを進め、認知症になったらどうしようではなく、認知症になっても大丈夫と思っただけのように今まで以上に本人や家族の方の話聞き、もちろん支援する方々、現場の支援する方々にも寄り添い、しっかりと取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○下田委員Ⅱ ありがとうございます。大まかな方針を示していただきました。

これは誰でも当事者になり得る一番分かりやすいというか、私も両親、七十歳代ぐらいになってきて、若いときに比べると、ああ、年老いてきたなと誰もが感じるところではあるんですけども、なので、やっぱりそういったそれぞれの家族がいるわけで、でも、なつてからも大丈夫と今、課長から答弁いただきましたけれども、そういった環境づくりをいかにつくっていくのかというのはいから本当に大事な時代になっていくと思います。また、注視していきたいと思っておりますので、引き続き取組をよろしく願います。

では、次の質問に行きたいと思えます。

次は、スクールロイヤーについてお尋ねをします。

さて、県教育委員会では、弁護士による教育行政に係る法務相談体制、いわゆるスクールロイヤー事業が令和五年度から導入をされています。

文部科学省では、法律相談体制におけるスクールロイヤーについて、学校に対する法的助言を行う役割を担うほか、スクールロイヤーが法的助言の役割を担うことで、学校への過剰な要求に対応する教職員の負担軽減も期待されています。また、

県教育委員会のスクールロイヤー事業の対象は県立学校のみということですが、私は市町立の学校も加えて、県全体で一体的に取り組んでいただきたいというふうにも思っております。

そこで、次の点についてお伺いしたいと思います。

まず、県教育委員会のスクールロイヤー事業についてです。ちょっとお話しすると、これは二〇一八年に日本弁護士連合会からスクールロイヤー制度を求める意見書というのが出て、これは約十一ページにわたって、これは内閣官房の資料なんですけれども、こういったものを受けて様々なスクールロイヤー事業が始まっているというような背景もあります。こういったことを導入にして、今回、県教育委員会がスクールロイヤー事業を導入した背景について、まずは

お尋ねしたいと思えます。

○池田生徒支援室長⇨スクールロイヤー事業を導入した背景についてお答えいたします。

スクールロイヤー制度につきましては、全国的に導入が進む中、県教育委員会でも検討していたところですが、令和二年九月、県弁護士会から県教育委員会にスクールロイヤーの整備を進め、弁護士による法的支援の体制の導入を求めた佐賀県スクールロイヤー導入の要請文が提出されました。これ以降、二年間にわたって調整をいたしまして、令和五年三月に県弁護士会と県教育委員会の間でスクールロイヤー活用事業に係る協定を締結いたしました。令和五年四月から事業を開始することとなりました。協定書の中で、スクールロイヤーは学校の代理人や代弁者ではなく、児童生徒の最善の利益を実現するために指導、助言をするものと明記しております。

一方、スクールロイヤーについての全国的な動きといたしましては、平成三十年一月に日本弁護士連合会から文部科学省に、先ほど委員がおっしゃったように、スクールロイヤーの整備を求める意見書が提出されました。この意見書は、学校で発生する様々な問題に対して、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士をスクールロイヤーと称して、その制度の構築、整備及び財政措置等を求めるものであります。

また、令和六年三月にも、教育行政に係る法務相談体制の普及に向けた意見書が日本弁護士連合会から文部科学省に提出されております。内容は、スクールロイヤー制度のさらなる普及、発展等のためにスクールロイヤーを法的に位置づけること、さらなる財政措置を講じること等を求めるものでございます。

以上でございます。

○下田委員⇨ありがとうございます。

今、いただいたやつ、一応これはまた佐賀新聞さんからの記事を抜いてきた

んですけれども、お借りしたんですけれども、弁護士が学校に適切な対応をするようにということで、これは二〇二三年三月三十一日の記事ですね、（資料を示す）佐賀県教育委員会と佐賀県弁護士会が協定を結んだということと、あと、今年の三月二十九日にも学校弁護士を幅広く活用していきましようということ、文部科学省からの通知もあつていろいろお話でした。

それでは、今御答弁いただきましたけれども、事業内容について、まだ新しく始まった制度であります、令和六年度の事業内容というのがどうなつていくのかをお尋ねしたいと思います。

○池田生徒支援室長 令和六年度の事業内容についてお答えいたします。

佐賀県スクールロイヤー活用事業は、県立学校が抱える諸課題の解決及びいじめ予防教育の推進に資するため、法律の専門家でありますスクールロイヤーを活用するというものでございます。対象は県立学校としておりまして、事業内容は二つございます。一つは学校からの相談に応じる法的相談業務、二つ目が法的側面からのいじめ予防に係る児童生徒対象の出前講座と教職員研修、この二つでございます。

法的相談業務に当たっては、スクールロイヤーは中立の立場で学校が行うべき法律上適切な対応について指導助言を行うものとしております。

以上でございます。

○下田委員 ありがとうございます。

あと、ちなみにこの予算は幾らだったでしょうか。

○池田生徒支援室長 令和六年度の予算についてお答えいたします。

令和六年度の予算額は八十一万一千円でございます。

以上でございます。

○下田委員 ありがとうございます。この新聞記事の右側の一番下のところに、保護者と面談の同席を依頼したのはごく一部だったとあるところがちょっと気

になるんですよ。

実際、この活用の実績って、まだ新しい事業でありますけれども、どうだったのかをお尋ねしたいと思います。

○池田生徒支援室長 令和五年度の佐賀県スクールロイヤー活用事業の実績についてお答えいたします。

令和五年度のスクールロイヤー活用事業の法的相談業務につきましては、県立学校から十四件の相談がっております。また、いじめ予防に係る児童生徒対象の出前講座と職員研修につきましては、合わせて三件の実績でございます。

以上でございます。

○下田委員 これはまだまだ活用の余地があると認識してもいいんでしょうか。

○池田生徒支援室長 昨年度初めて始めた事業でございますので、現場でさらに活用していただきたいと思っております。

以上でございます。

○下田委員 さらに活用していただきたいと思っております。ということでございました。まだ始まったばかりの事業ですので、ぜひ今後も浸透していただきたいと思えますし、ニーズはかなりというか、まだまだあるんじゃないかなというふうにも思っております。

続いて、(二)に行きますが、市町立の小中学校の問題行動への対応について、市町の小中学校の児童生徒のいじめや問題行動等に対して、今現在どのような対応をしているのかをお尋ねします。

○池田生徒支援室長 市町立小中学校の問題行動等への対応についてお答えいたします。

まず最初に、県内の状況について御説明したいと思います。

文部科学省が行った児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によると、令和四年度の県内国公立私立小中学校における暴力行為の

発生件数は、小学校が百四十件、中学校が三百二十四件、合計で四百六十四件で、前年度から百三件増加しております。

また、いじめの認知件数につきましては、小学校が三千九百五件、中学校が千五百八十九件、合計五千四百九十四件で、これも前年度から六百九十四件増加しております。

なお、いじめの認知件数の増加につきましては、各学校でいじめを積極的に見つけ認知し、早期に対応するという取組の結果と捉えております。

問題行動ではございませんが、不登校児童生徒数につきましては、小学校が六百六十九人、中学校が千三百四十一人、計二千十人で、前年度から三百七十人の増となっております。

こうした状況を踏まえまして、県教育委員会では、暴力行為やいじめといった問題行動に対しましては、必要に応じて問題行動に対応するため、その中核となる教員を別途配置したり、いじめに関するオンデマンド教材を県教育委員会で作成し、全教職員対象の研修会を実施するよう通知するなどの取組を行っているところでございます。

また、不登校対策といたしましては、家から出ることができない状況にある児童生徒に対して支援員が自宅を訪問し、カウンセリングや学習指導を行う委託事業や、校内に別室を設け、相談や学習支援に当たる支援員を配置する市町に補助を行うなど、不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰のため、一人一人の状況に応じた様々な取組を行っているところでございます。

市町立小中学校においては、こうした県の支援を活用しながら、実情に応じた問題行動等に対応しているものと思っております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。今、様々な暴力行為、いじめ、あと、問題行動ではないですけども、不登校について様々な数値とともに示していた

できました。ずっと上がっていることではあるんですけど、やっぱり学校の先生たちの多忙をどう対応していくのか。先生だけじゃなくて、スクールカウンセラーや様々な専門家も今学校の中に入っていたらいい対応していただいています。スクールロイヤーもその一環であるというふうに認識しています。先生たちの負担を軽減するのはもちろんですけども、やっぱり大前提としては、子供たちの健全な発達の成長のためにどういった対応をしていかなければいけないのかというのが一番大前提だというふうに思っています。

次の(三)の市町の小中学校への対象拡充についてというところをお尋ねしたいと思うんですけど、今回これを質問しようと思ったのが、鳥栖市選出の県議員と鳥栖市の執行部の皆さんとの懇談会で、このスクールロイヤーを導入してほしいという要望をいただいています。ですので、鳥栖市の皆さんから、鳥栖市の指山議員と中村議員と私に対して、これを何とか県に訴えていただきたいというようなお話をいただいているのがきっかけでもあります。

やはり市町、特に鳥栖市においては、もうとにかく対応を何とか、学校の先生も含めて、子供たちへの対応等も含めて、このスクールロイヤーを何とか導入することはできないのだろうかというような相談をいただいておりますが、実際、①ですけれども、スクールロイヤー制度について、市町の教育委員会から県教育委員会に様々な要望もあっていると聞いていますが、どのような内容なのかをお尋ねしたいと思います。

○池田生徒支援室長Ⅱ市町教育委員会からの要望についてお答えいたします。令和五年七月に、県と市町の教育長が意見交換を行う場において、一つの市町教育委員会からスクールロイヤー活用の希望について御意見をいただいております。

御意見の内容といたしましては、スクールロイヤーからの法に基づいたアドバイスにより、学校が適切な方向に導いてもらえることが期待できること、そ

れから、教員の働き方改革の一助にもつながるといえるものでございました。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。それでは、要望を受けての課題についてであります。

市町の教育委員会から要望を受けて、県教育委員会はどのようなことを課題と考えているのかをお尋ねします。

○池田生徒支援室長Ⅱ要望を受けての課題についてお答えいたします。

事業の対象を市町立学校まで拡大いたしますと、スクールロイヤーを引き受けていただける弁護士の人数が十分であるかというマンパワーの問題が一つあると考えております。

また、スクールロイヤーは中立な立場としておりますため、県の顧問弁護士や保護者の代理人弁護士は除くこととしておりまして、市町の顧問弁護士との調整も課題になると考えております。

こうしたことから、県弁護士会と県教育委員会の間で意見交換を重ねているところでございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱ弁護士の人数が十分かどうかというところ、弁護士は中立で、市町の顧問弁護士との調整等も含めて調整を重ねているというお返事をいただきました。

そういったことを踏まえてなんですけれども、この県事業を市町へと拡充していくこととこのことですね。これについて、県のスクールロイヤー事業に市町立の小中学校等を対象に加えていくという考え方はあるのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○池田生徒支援室長Ⅱ市町立小中学校を対象に加える考えはあるかと、拡充についてお答えいたします。

市町立学校への拡充に当たりましては、県内の弁護士の状況も重要な要素であると考えております。また、県の役割、市町の役割についても整理が必要と考えているところでございまして、引き続き県弁護士会と意見交換等を重ね、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。一定様々な整理が必要であるというような御答弁でしたし、あと、相手方の弁護士さん、県弁護士会との調整も多く必要だというようなお話でもありました。

先ほども申し上げたとおり、子供たちにとって、あとは働いている現場の先生方にとって、子供たちの成長に向けてどういった環境をつくらなければいけないのか、様々な専門家の皆さんの力も借りながら、今後は子供たちの健全な成長に向けて、こういったスクールロイヤーというのも非常に重要な制度の一つであるというふうに認識をしています。

学校現場の環境が今大きく移り変わっている中で、このスクールロイヤー事業をどうしていくべきなのか、私は、ぜひ導入していただきたいというふうに思っております。

最近の教育界の動き、目まぐるしいものがありますけれども、そういった点も踏まえて、最後、教育長にこのスクールロイヤー事業の可能性等についてお尋ねをしたいと思えます。

○甲斐教育長Ⅱスクールロイヤーについての質問でございました。本当にスクールロイヤーに対しての関心、期待というのは高まっているというふうに感じております。

スクールロイヤーにつきましては、法令で定まった定義などはございません。県弁護士会と県教育委員会との間での共通理解、先ほど室長も答弁申し上げましたけれども、スクールロイヤーというのは、子供の最善の利益の観点から、

教育や福祉、子供の権利等の視点を取り入れながら助言する弁護士でありまして、学校の代理人や代弁者ではないということを確認しております。

学校が抱える様々な問題の発生の初期段階から、こうした法律の専門家による児童生徒の最善の利益を実現するという、そういう視点に立った指導、助言というのは大変貴重でございます。そうすることで問題の早期解決にもつながるといふふうに思いますし、委員おっしゃいますように、何よりも子供のためでもありますし、ひいては問題の早期解決につながれば、学校現場の負担軽減になるというふうに思っております。

今回お尋ねのございました市町立小学校についてでございますけれども、今、県弁護士会とも協力しながら検討しているところでございます。必要な調整ができますれば、仕組みとしては市町立学校への拡充も考えられると思っております。検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○下田委員 教育長、ありがとうございます。ぜひとも前向きに御検討いただきたいとお伝えさせていただいて、次の質問に行きたいと思っております。

では、次が鳥栖特別支援学校についてお尋ねをしたいと思います。

県内の特別支援学校では、児童生徒数が年々増加していることから教室が不足していると聞いておって、教育委員会ではこれまでも特別支援学校の整備に係る予算を計上して、特別支援教育が必要な児童生徒の教育環境整備を進めてきております。

このような中で、今回、乙第四十三号議案「請負契約について」として、鳥栖特別支援学校の整備工事について、請負金額九億四百五十三万円ということと上程をされている議案が提出をされております。

令和八年四月に予定されている鳥栖特別支援学校の開校は、鳥栖・基山地区における特別支援教育のさらなる充実につながるものと考えております。地域

の皆さんはもちろんのこと、私個人的にも大変期待しているところでもあります。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

まず、施設の整備についてであります。

教育委員会は、令和六年三月に閉園した九千部学園の施設や敷地を有効活用して、新たに鳥栖特別支援学校を整備することとしております。その中で、今回の議案の中で図面も示していただきました小中学部・特別教室棟の整備について、今議会に提出された議案は、小中学部・特別教室棟増築工事に係る契約ですけれども、この整備内容について、まずはお尋ねしたいと思います。

○川崎教育総務課長 小中学部・特別教室棟の整備についてでございます。

教育委員会では、鳥栖・基山地区の特別支援教育のさらなる充実を図るため、本年三月に閉園しました九千部学園の施設や敷地を有効活用し、令和八年四月の開校に向けて鳥栖特別支援学校の整備を進めているところでございます。

本事業のうち、小中学部・特別教室棟に係る工事請負契約の予定価格が五億円以上となったということで、先ほど御紹介いただきましたとおり、条例の規定により今議会において議決をお願いしているところでございます。

小中学部・特別教室棟は、鉄筋コンクリート二階建て、延べ面積は二千三百八十七平米となっております。一階に小学部普通教室、職員室、図書室等を、二階に中学部普通教室や音楽室、視聴覚室、美術室等を配置することとしております。

なお、この建物の一階には昇降口及び外の運動場に隣接する場所に段差のない共用スペースを設けることとしておりまして、児童生徒の送迎時の待機場所ですとか実習作品の展示等、多目的に使えるようにしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱ説明いただきありがとうございます。

では次に、施設整備の全体像についてお伺いをしたいと思います。

今後は高等部棟や実習棟の整備を進めていくと聞いておりますが、どのような施設の整備を行っていく予定なのかをお尋ねします。

○川崎教育総務課長Ⅱ施設整備の全体像についてでございます。

令和八年四月の開校に向けまして、旧九千部学園の既存建物を改修し、高等部の普通教室、木工室や食品調理室等の実習室及び校長室や事務室、保健室等の管理諸室として整備しますほか、建物を増築しまして、就労を見据えた実習を行う流通実習室等を備えた実習室、そして屋外プール、食堂・厨房、防災トイレ等を新たに整備することとしております。また、建物以外としましては、運動場の整備ですとか植栽等の外構整備を行うこととしております。

小中学部・特別教室棟以外の建物につきましても、今年度後半から工事に入る予定でありまして、現在、入札手続を進めているところでございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。今後、議案が上がってくると思っております。またそのときにも見せていただきたいと思いますと思っております。また御説明をよろしく願います。

それでは、この施設の完成時期についてですが、施設はいつ頃完成する予定なのかをお尋ねします。

○川崎教育総務課長Ⅱ施設の完成時期についてでございます。

現在のところ、施設の整備につきましては、小中学部特別教室棟及びその他の建物の増築改修を令和七年十二月まで、そして外構を含めた全体の整備は令和八年二月までの完了を目指しております。令和八年四月の開校に向けまして、今後も計画的に整備を進めてまいります。

以上です。

○下田委員Ⅱぜひとも滞りなく、住民の期待も高い施設でございますので、よろしく願いたいと思います。

続いて、学校の運営についてお尋ねをしていきたいと思えます。

新たに鳥栖特別支援学校を整備されることとなりますので、その運営についても地域の皆さんから私にも、これはどがんつとねという相談、たまに——たまにといいますが、徐々に増えてきているというふうにも私も実感として思っています。

それではまず、学校の規模についてですが、小学部から高等部までを整備されるということですが、学部別の児童生徒数の内訳はどのような予定なのかをお尋ねします。

○近藤特別支援教育室長Ⅱ学校の規模についてお答えいたします。

鳥栖特別支援学校は、知的障害のある児童生徒百二十人程度を受け入れる予定としておりまして、学部別の内訳といたしましては、小学部五十人程度、中学部三十人程度、高等部四十人程度を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。小学部五十人、中学部三十人、高等部が四十人程度ということでした。

では次に、中原特別支援学校との役割分担についてお尋ねをします。

これまで鳥栖・基山地区の特別支援教育は中原特別支援学校が担ってきておりますが、新たな学校が整備された場合の役割分担はどうなるのかをお尋ねします。

○近藤特別支援教育室長Ⅱ中原特別支援学校との役割分担についてお答えいたします。

鳥栖・基山地区の特別支援学校における教育につきましては、中原特別支援学校本校及び鳥栖田代分校が担ってきたところでございます。鳥栖特別支援学

校の開校に伴いまして、鳥栖・基山地区では肢体不自由、病弱の児童生徒は引き続き中原特別支援学校の本校に、知的障害の児童生徒は鳥栖特別支援学校にそれぞれ通学することになります。

なお、鳥栖・基山地区で知的障害の児童生徒の受け入れを担ってきました鳥栖代分校につきましては、鳥栖特別支援学校に集約することとしております。以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。またソフト面、今お話しいただきましたけれども、詳細はこれからまだ詰めていくところになるかとは思っております。

最後に、新たな学校づくりについてということでお尋ねをしたいと思います。が、今、室長からも御答弁いただきましたが、やっぱり私も相談いただく内容として、交通手段はどかんなつとねと。当然変わる人もいらつしやるわけですから、今まで近くにあったとの遠くまで行かないかんとねとか、また一方で、逆に近くなるばいねという方もいらつしやったりして、様々な御意見をいただいたりします。あとは、過去の質問にも出ていましたが、教員不足大丈夫とねと、教員不足対策は大丈夫とねというようなお話もいただいたりもします。

カリキュラム等については、今後、詳細を詰めていくところだと思いますけれども、新たな学校づくりに向けて、今後どのように取り組んでいくのかという点についてお尋ねをしたいと思えます。

○近藤特別支援教育室長Ⅱ新たな学校づくりについてお答えいたします。

新たな学校づくりに当たりましては、特別支援学校の目標でございます一人一人のニーズに応じたきめ細やかな支援を行い、児童生徒の自立と社会参加を促進できる学校とすることが重要と考えておるところでございます。また、就労支援にも力を入れていくこととしておりまして、これまで取り組んでまいりました木工、農業などの作業学習に加えまして、鳥栖地区の地域性を踏まえた

流通に関する実践的な作業学習も取り入れる予定でございます。

具体的には、リストに書かれた商品を棚から取り出して、箱詰めして出荷するというような一連の作業を繰り返し学習することで、生徒が希望する就職につなげていくといったような活動でございます。

今後、県教育委員会におきまして、学校の特色を表す教育目標ですとか具体的な教育課程などを検討していくに当たりまして、地元の鳥栖市の教育委員会でございますとか、中原特別支援学校のPTA、障害者・障害児福祉関係団体といった関係機関などの委員で構成される準備委員会を開催いたしまして、よりよい学校となりますよう意見を聞いていくこととしておるところでございます。

なお、鳥栖特別支援学校は県東部地域における特別支援教育のセンターの機能を担っております。地域の小中学校等への支援も今後実施していく考えでございます。

令和八年四月の開校に向けまして、地域の皆様の期待に応えられる学校となりますよう、しっかりと準備を進めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱ御説明をありがとうございます。地域のセンター的な機能を担う学校になるということ、あと地域の期待に応えられる学校としていきたいという決意を述べていただいたと思えます。

私も含めてですけれども、地域の皆さんも多くの期待を寄せている学校でもあります。

またこれからいろいろと質疑させていただくこともあると思えますけれども、これから順調に、まずは開校に向けて進んでいただくことを祈念いたしまして、私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございます。

○宮原委員Ⅱそれでは、私の番が回ってまいりましたので質問させていただきます。

たいと思います。

今年度、一番最初にさせていただきまますけど、四回ともさせていただこうと思っておりますので、皆さん、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。それではまず、ギャンブル依存症についてお伺いをさせていただきたいと思ひます。

もうギャンブルといひましても、全部がギャンブルと言つていいのかどうか私の中では分かりませんが、競馬、それからポートレース、競輪、それからオートレースなどありますし、またはパチンコ等もあるわけでございます。(副委員長、委員長と交代) それぞれにそれをギャンブルとしていくくりしながら、それにのめり込まれる人たちがいらつしやるということでございます。そのことが、どういった参加の仕方がそれぞれあるんだろうと思ひますけれども、依存的な症状を持つていらつしやることを依存症だというわけだろろうと思ひます。ほどよい楽しみ方があるんだろうと思ひますが、その度の超し仕方がどの程度か私の中では分かりませんが、それぞれにいらつしやるそのうであります。

確認のためにお伺いをさせていただきまますけれども、ギャンブル依存症というものはどういったものなのか。それから、そこについての県としての認識もあればお伺いをさせていただければと思ひます。

○黒田障害福祉課長 〓ギャンブル依存症の定義についてお答えをいたします。ギャンブル依存症とは、ギャンブル等へのめり込むことにより、日常生活、または社会生活に支障が生じている状態をいうとギャンブル等依存症対策基本法において定義をされております。

なお、医学的には病的賭博やギャンブル障害と診断され、精神疾患に位置づけられております。

県といたしまして、これはやはり様々な問題につながっていくものだと思う

ておりますので、個人の問題にとどまらず、社会全体で取り組むべき課題と認識しているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員 〓県として取り組むべき課題だということで認識をされているということでございますけれども、これは人数をお伺ひして現状を分かれるのかどうか分かりませんが、把握できる分、もしくは、こういった感じで把握していると説明いただきながら人数の確認、現状についてお伺いをさせていただきたいと思ひます。

○黒田障害福祉課長 〓ギャンブル依存症等の人の数等についてお答えをいたします。

令和二年度に独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが厚生労働省の事業を活用いたしまして、アンケート調査を実施されております。

全国に在住をされていらつしやる十八歳以上七十五歳未満の住民の中から無作為抽出をした人を対象に行われた調査によりますと、この調査の中で、例えば、行動面でいくと、仕事をサボつたりだとか、あと、気持ちの面でいくと、負けを取り戻すために次の日も行くだとか、あと、経済的なことでいくと借金をしてまでも行くだとか、そういったようないろんなスクリーニングテストみたいな形でのアンケート等をされていらつしやいますけれども、この結果によりますと、過去一年におけるギャンブル等依存が疑われる人というものの割合が、調査対象年齢の人口の二・二%と推計をされております。

この全国の推計値を基に、本県の令和二年当時の十八歳以上七十五歳未満の人口で換算をいたしますと、県内における過去一年におけるギャンブル等依存が疑われる人の数は全体で約一万二千人と推計されるところでございます。

以上でございます。

○宮原委員 〓それで、二・二%いらつしやるというような統計が取られている

ということでもございましたけれども、いろいろと周りにも波及効果と言っているのか、影響があるんだろうと思います。そこについても認識されているなら、そこについてお伺いをさせていただきます。

○黒田障害福祉課長〓ギャンブル依存による影響や問題についてお答えをいたします。

ギャンブル依存症になりますと、本人の意思に関係なくギャンブルをやりたい気持ちにとらわれ、ギャンブルをすることばかり考えてしまうようになるため、本人の日常生活や仕事、家族や周囲の人との関係など、社会生活に支障が生じてまいります。

また、借金による金銭トラブルや多重債務、仕事に行かずギャンブルばかりするような事態に陥ることもございます。

さらには、金銭面や人間関係で精神的に追い詰められた状態が続きますと、DVや虐待、それから自殺、犯罪などといった重大な社会問題を招く場合もございます。

このように、先ほども答弁させていただきましたが、ギャンブル依存症は個人の問題にとどまらないため、社会全体で取り組むべき課題であると認識しているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員〓そこには病的なところもあるんだろうと思いますし、病気と診断もされているんだろうと思います。そこにはやっぱり治療が必要であつてくるんだろうと思いますし、また、それぞれの関係者の方々、そして、御本人の考えもあつて、相談事もあるうかと思えますけれども、そこについて県として取り組まれているならお伺いをさせていただきます。

○黒田障害福祉課長〓県内における治療や相談機関についてお答えをいたします。

ギャンブルをはじめ、アルコール、薬物などの各種依存症は適切な治療と支援により回復が可能な疾患でございます。

このため、県では独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センターをギャンブル依存症の治療拠点機関として選定しております。

この同センターに加えまして、ギャンブル依存症に対応できる精神科の医療機関が県内に十一機関ございます。この十一機関の一覧、肥前まで含めまして合計で十二機関にはなりますけれども、この一覧は県のホームページで掲載をしているところでございます。

また、相談拠点といたしまして、肥前精神医療センター及び佐賀県精神保健福祉センター、これを選定いたしましたして、専門的な支援を行うとともに、地域の医療機関や自治体、支援団体などにつないだり、これらの機関と相談事例を共有するなど、関係機関との連携調整を行っているところでございます。

このほか、県内五つの保健福祉事務所や消費生活センターでも相談対応をしております。

また、多重債務の相談先といたしましては、法テラス佐賀や佐賀県弁護士会などがございます。

以上でございます。

○宮原委員〓今言われたのは、基本的にギャンブル依存症にかかれた方に対応しているということですが、基本的にはギャンブル依存症にかかれた方ではなく

○黒田障害福祉課長〓必ずしもギャンブル依存症と診断等をされた方ではなくて、御自身の中、もしくは御家族等で悩まれていらつしやるというような方につきましても、例えば、県の精神保健福祉センター等では相談は可能でございますので、ぜひ御利用いただければと思います。

以上でございます。

○宮原委員〓御家族の皆さん方にも対応されているということですが安心したとこ

ろでございます。

これは治るべきものだというような話がありました。これは薬品投与とかもあるんですか。

○黒田障害福祉課長Ⅱ場合によっては処方されることもあるかと思えますけれども、ちよつと私のほうで全て把握はしておりません、申し訳ございません。

○宮原委員Ⅱすみません、先生申し訳ない。野田医療統括監、お分かりになればお伺いをさせていただきたいと思えます。

○野田医療統括監Ⅱ基本的には介入とあって、集団で話し合ったりとかしながら治していくということで、何か暴力行為とか、そういうのを伴っている場合に申請するか、そういったことはあるかもしれませんが、基本、ギャンブル依存症はそういった療法が基本だと思います。

○宮原委員Ⅱ今日は痴呆の話があつていましたけれども、何かたばこをあんまり吸うと痴呆が進むというような話もありました。私も痴呆が進むかもしれませんがんけれども、大体、私は大学時代に聞いたのが、どんなへビースモーカーでもたばこの強いものを吸わせると二日はみんな吸わないと、そういった療法もあるかと思えます。そうなると、ギャンブル場に行けば具合が悪くなる薬と一緒に飲ませれば、だんだんそのうちに行かなくなるような、そういった傾向もあるのかなと思えますので、それぞれ治療は治療としてお任せする部分があるかと思えますけれども、自分でやれる分があるのであれば、そういったことも試みていただくのも一つかなと。嫌なものを必ずそこで持つていつて嫌な体験をすると。そうすればなかなか行かなくなるんじゃないかなと。これは私の勝手な想像ですけども、そういった試みもそれぞれがしていただくことも一つかなと思えます。

それで、これからなんですけれども、そのギャンブル依存症の対策についての取組についてお伺いをさせていただきます。

○黒田障害福祉課長Ⅱ本県のギャンブル依存症対策の取組状況についてお答えをいたします。

県では、令和四年三月に佐賀県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定いたしました。ギャンブル依存症の発症予防、早期発見と進行予防、再発予防の各段階に応じた取組を行っております。

具体的には、発症予防といたしまして、理解促進のためのリーフレットの作成や配布、県民向け講演会や相談会の開催、次に、早期発見、進行予防といたしましては、医療提供体制や相談支援体制の充実及び県民への周知、再発予防といたしましては、本人や家族に対する相談支援、医療機関や家族会など自助グループとの連携、自助グループ等の活動への支援などに取り組んでいるところでございます。

なお、取組の推進に当たりましては、アルコールや薬物といった依存症対策との連携や、医療機関、当事者団体や支援団体、弁護士会、矯正施設、警察、行政など関係機関等で構成をいたしております推進協議会や連絡会議を設置、開催いたしました。連携して取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ県内の取組をお伺いしたところでございまして、他県の都道府県の取組や、そしてまた、ほかの市町村での特別な取組等がございましたら、いし事例があればお伺いをさせていただきたいと思えますし、また、そのほかのところの状況というものをお聞かせください。

○黒田障害福祉課長Ⅱ他県の状況等につきましてお答えをいたします。

平成三十年のギャンブル等依存症対策基本法の成立を機に、全国各地でも取組がなされているところでございます。

他県の取組内容の詳細につきましては把握ができておりませんが、例えば、お隣の長崎県では、統合型リゾート（IR）の整備計画を機に、広域的

な対策の推進を図るため、私ども佐賀も含めまして、九州・山口県による広域でのネットワーク協議会というのを設置されまして、情報共有や研修会等に取組まれているところでございます。

市町に関しても、様々な取組をされていらっしゃるかもしれませんが、すみません、計画という形では設けておらずに、県の計画等を踏まえながら、一緒に取組をしているというところでございます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱそうですね、日本にもカジノの誘致というようなお話もあっております。最近ではオンラインカジノというようなお話もあつているところであります。委員長、すみません、ポスターよろしいですか。（ポスターを示す）皆さん見かけられたことがあるかもしれませんけれども、オンラインカジノ、これは違法ということでございます。でも、これはネットで簡単にできる話で、今、佐賀競馬の売り上げは非常に上がっております。これはネットでめちゃくちゃ上がつておつて、する側からしたら多分違いが分からないだろうと思えます。それが入り口になる可能性もあります。だからといって、それがいけないというわけじゃありませんけれども、オンラインカジノについては、もう全く別なんだよというような周知徹底もしていくことが大切なんだろうと思えます。

先ほど申し上げました、パチンコは別ですけども、オートレース、それから、競輪、同様に多分ネットで買われるんだろうと思えます。それが売り上げに貢献しているというような現状もあるわけでございます。オンラインカジノは犯罪ですよということも、その違いをしっかりと皆さんにお伝え願いたいと思つているところでございます。また、これからそれぞれのギャンブルに対する考え方というもので、しっかりと——楽しみ方がどうあるべきかとか、あるんだろうと思えますけれども、人それぞれあるんでしょうが、やっぱり度

が過ぎた、行き過ぎた、そして、家族に迷惑をかける、周りに迷惑をかけるようなことがないようにというようなことをどうやって徹底させるか。あまりにも縛ると、またそれもいけないことだろうと思うし、また、ギャンブルというのは、基本的には生活をかけてやるのがギャンブルなんだろうと思えますので、ギャンブルと総称することがどうなのかという思いもするわけであり

ます。

できれば、なくなることが一番だろうと思えますけれども、なかなかギャンブルはなくなるならい。だとするならば、依存症にならないように施策を取つていかなければならないわけでありまして、今後、そのギャンブル依存症に対する対策がどのように取られていくのかお伺いをさせていただきます。私なりに対策が提案できればと思いましたが、なかなかこれはそれぞれあつて、私の中では案もできず、こうやったらいいのかなということも思いつかなくて、提案できなくて申し訳ありませんけれども、県としてこれから対応をしていただきたいと思つたので、その対策についてお伺いをさせていただきます。

○黒田障害福祉課長Ⅱ今後の取組、対策等につきましてお答えをいたします。

先ほど委員からありましたとおり、ギャンブル等につきましては、多くの方が健全に楽しんでいらっしゃる状況ではございます。ただ、そうした中で本県の状況を見てみますと、相談支援件数は増加傾向にあります。ただ、増加傾向にありますけれども、ギャンブルという依存症が疑われる人の数、推計値、先ほど約一万二千人ということで答弁をさせていただきましたけれども、これに對しまして、相談支援の件数というのが年間二百件程度ということになっておりますので、まだ支援が必要な方に必要な支援がつかっていないケースもあるのではないかと推測しているところでございます。

このため、まずは悩んでいる方に相談窓口を利用していただき、治療が必要

な方には医療機関で適切な治療を受けていただくよう、ギャンブル依存症に関する理解促進、それから、相談窓口や治療機関の周知等に努めてまいります。

また、これも委員のほうから御指摘ございました、近年、パソコンやスマートフォンでインターネットによるギャンブルも普及をし、皆さん軽い気持ちで始めることができるような環境になっております。ギャンブル依存症の増加や若年化につながるおそれもありますことから、こういったことを問題視されており、こうした動きも注視をして対応していく必要があるものと考えておるところでございます。

今後も本県の実情や環境の変化などを踏まえながら、家族会や支援団体、医療機関など関係機関と連携をして、様々な対策をしっかりと推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○宮原委員〓お子さまに限らず、大人の方もゲームで対価を払いながら、いろいろネットをやっていると。そして、ゲームを楽しむというようなお話もあっております。それがまさしく入り口なんだろうと思えますし、また、そこについても、しっかりと注視もしていただきながら、ギャンブル依存症のほうまでいかないような取組も考えていただければと思うところでございますので、お話をかけますけれども、しっかりとよろしくお願いをしておきたいと思っております。

それでは次に、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策についてお伺いをさせていただきます。

もう皆さん御承知のとおりでございますけれども、一時期新型コロナウイルスということで、本当にコロナ禍の年が三年、四年続いたわけでございますが、それからただ、ルール上、二類から五類に変わっただけで皆さんの対応が変わってきた、そしてまた、政府がそれを進めるような、経済を立て直さな

いけないので、しっかりとそこに向けてやっていただくというような感じで、世情が変わったわけであり、実際にコロナが変化したわけではない。私と私は思っているところであり、すけれども、今のコロナの状況についてお伺いもさせていただき、そして、対応についてもお伺いをさせていただきます。

何か人間緩むとまた生活習慣も変わるようございまして、そういったことでもですね。実際は私たち、ここは文厚でございますので、歴史を学ぶ中において、こういったことがあったから、そういったことを教訓にしながらそうならないようにしていこうとか、そういったことを学んでいくわけでございますけれども、コロナの教訓がなかなかないのも事実ではなからうかと私は思うところございまして、これからしっかりと県内の人、それから国内の人たち、そして世界の人たちが新たな感染症対策に取り組んでいただくことも重要だろうと思っております。

お伺いをさせていただきたいと思っておりますけれども、まずは五類への移行後、現在、感染状況、これもどのように統計を取られたか分かりませんが、どのような統計を取られて今こういう状況であるかということもお示ししていただきたいと思っております。

○陣内健康福祉政策課長〓新型コロナウイルスの現在の感染状況等についてお答えいたします。

新型コロナウイルスが五類感染症に位置づけられました昨年五月八日以降は、県内三十九の定点医療機関からの報告によりまして感染状況を把握しまして、それを週一回公表しております。

この新型コロナウイルスの感染者数は、今年の二月上旬をピークに減少してきています。ただ、五月上旬から緩やかな増加に転じているところがございます。

直近、六月十七日から二十三日の一週間の定点医療機関における患者数は三百三十人となっております。一定点医療機関当たり置き換えますと、一週間の患者数は八・四六人となっております。

この状況でどうかということですが、現状の医療提供体制で今のところ問題なく対応できております。救急医療、通常診療にも今のところ影響はないと考えております。

なお、このコロナですけれども、昨年も夏に流行しましたことから、引き続き感染の動向をしっかり把握していきたいと考えております。

○宮原委員 昨年も夏は増えたということですが、それはどのように検証されていますか。夏に向かったら何で多くなるのかとか、検証されているならお伺いさせていただきます。

○陣内健康福祉政策課長 大体これは夏と冬の二回波が来るのが経験則上分かっております。これは大体、一度ピークが来まして、そこで多くの人が免疫を獲得いたしますけれども、やはり半年ぐらいたっていきますと免疫のほうも落ちてまいります。そうしたところで、新型コロナウイルスが変異株が次々に発生していくわけですけれども、そうした新しい株が出てきますと、また感染が始まっていくと。そうしたループを繰り返しながら、この波が大体年に二回、夏と冬と来ているというふうな現状だと考えております。

○宮原委員 だとするならば、一定程度、全国的にそれなりの広がりは見せたので、体が対応できるような状況になったということの認識もあろうかと思えます。私、まだかかっていますので、大変怖くて怖くてたまらない状況であります。

次にお伺いをさせていただきますけれども、まだ新型コロナ、変異株も出ているということですが、死者等が出ているなら、把握されているならお伺いさせていただきます。

○陣内健康福祉政策課長 死者数についてということでお答えいたします。

五類移行後は各人の死亡届から五カ月後に国が人口動態統計として月に一回公表しております。先日、国において公表されました令和五年の人口動態統計の速報値によりますと、令和五年の新型コロナウイルス感染症による全国の死者数は三万八千八十人、佐賀県では二百九十四人となっております。

○宮原委員 この数字、どう認識されていますかお伺いさせていただきます。

○陣内健康福祉政策課長 全国の主な死因ということで申し上げますと、例えば、がんが全体の二四・三%ということで最も多いものでございます。がんが断トツの一位と。それから、次に多いのが心疾患ですね。心疾患、これは高血圧症を除いたものでいきますと一四・七%。それから、老衰が次に多くて二・一%というふうが続いているような状況です。

新型コロナウイルスが実際どれぐらいかといいますと、新型コロナウイルスの死因に関しましては二・四%ということで、不慮の事故の二・八%に続きまして八番目ということになっています。

これが県ではどうかといいますと、がん、それから心疾患、老衰というこの順位は一緒なんですけれども、新型コロナウイルスは二・六%ということで、七番目に多い死因となっております。決して少なくはないというふうな認識をしております。

○宮原委員 少なくともという認識を持つていただいているなら、私はそれが正しいことだろうと思えます。これはやっぱり少なくないんだろうと思えます。多分全国でこれは三万人。以前、自殺者が三万人を超え、今四万人を超えるような感じかもしれませんけれども、大変命というものが貴いものであるならば、それだけの死者が出ているということは大変重いものだろうと私は思うわけでございますので、またこれからしっかりとコロナ対策を続けていただきたいと思うところでございます。

そこで、感染した人たちにはまた後遺症を持たれている人たちもいらっしゃると思います。後遺症の状況というのがどこまで把握できるか分かりませんが、把握できている分で結構です。御説明いただきたいと思えます。

○陣内健康福祉政策課長 後遺症につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の後遺症により困難を抱える方々への寄り添った対応は、引き続き県としても大切なことであると認識しております。県では令和六年三月まで、新型コロナウイルスに関する相談窓口として受診・相談センターを設置しております。こちらのほうで相談対応を行ってきておりまして、新型コロナウイルスの後遺症に関する相談についてもこのセンターで対応してまいりました。

大体一月の相談件数としましては、令和四年九月が最も多くございまして、六十八件の相談が一月にございました。それから、令和四年度の後半は若干減少してきて、月に二十件から四十件ほどの相談が寄せられていたところがございます。その後、令和五年になりますと、五類移行後の六月から九月にかけて、月に大体十件から二十件の相談を寄せられておりましたが、その後は数件程度に減少してきておりまして、現在、保健所等にはほとんど相談は寄せられていないというふうな状況でございます。数件あった程度でございました。

新型コロナウイルスのこうした罹患後の症状につきましては、いまだ不明な点も多いということ、ほかの疾患による症状ではないかどうか、こうしたことを一つ一つ診断していく必要がございます。そのため、まずはかかりつけ医をはじめとする身近な医療機関におきまして、対症療法や慎重な経過観察を行い、必要に応じて専門的な医療機関へ紹介する、こうした流れにしております。

具体的には、県医師会や医療機関に御協力をいただきまして、後遺症の症状ごとに受診可能な県内六十七の医療機関のリストを作成し、これを県のホームページに掲載して御紹介しております。

この体制は全国よりも早く、佐賀県におきましては令和四年度にこうした体制をちゃんとつくってきたところでございますけれども、今後も後遺症の悩みや不安を少しでも軽減、解消できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○宮原委員 県の対応についてもお伺いしようかと思いましたが、先ほど紹介をされるといようなことが県の取組として言われたかと思えますので、また次の問いに行かせていただきたいと思えます。

感染症対策についてですが、これはまた、それこそ県内でも令和五年に、十一月でしたか、インフルエンザの感染が大変多いというような県の発表がなされたということでもございました。これが先ほど言っていました、気の緩みというものじゃないんだろうと思いますけれども、意識が変わってくるようになるのかなという思いがします。ほとんどコロナ禍の折にはインフルエンザが発生しなかったということでもございます。当然ながらそれぞれの取組がなされて、うがいや手洗い等、それから換気の徹底などもされたんだろうと思います。そのことによつてインフルエンザがなかなか発生しなかったということもございませけれども、また改めて五類になってからはインフルエンザが余計発生するような状況になっているということもございませ。このことについてどうお考えかなのかも伺いさせていただきます。思いますけれども、今、インフルエンザの状況についてお伺いをさせていただきます。

○陣内健康福祉政策課長 インフルエンザの感染状況ということで、令和五年の感染状況についてお答えいたします。

委員御指摘のとおり、コロナ禍におきましては、ほとんど発生しておりませんでした。季節性インフルエンザが令和五年には再び流行しました。

令和五年は七月末から定点医療機関当たりの患者数が一を超えまして、コロナ禍以前の例年より早く流行入りをしました。

それから、九月には定点医療機関当たりの患者数が十を超えまして、注意報

の発令を行いました。

また、十一月には定点医療機関当たりの患者数が三十を超えましたことから、五シーズンぶりの警報を発令いたしました。県民に改めまして、手洗いや換気、こうした感染対策につきまして促しをさせていただいたということでございます。

それから、年を越しまして、令和六年二月にも再び患者数の増加が見られましたが、その後は減少しまして、現在は落ち着いているところでございます。以上でございます。

○宮原委員〓これは多くの学校閉鎖、学級閉鎖とかになって学校内でも流行しているということもあっておりました。学校内で手洗いが徹底されていないのかなという意識も持つわけでありまして。これは中に入っていないから現状は分かりません。しかしながら、やはりそういったこともしつかりとやっていたかどうかではないのではなからうかとも思うところであります。

私はふだんから言っておりますけれども、小学校の頃、毎週ハンカチとティッシュの検査があつておりました。持っていない人もいらつしやいます。私もよく公衆トイレとかにも行くわけでございますけれども、もう本当、洗わない人、めちやくちや多いんですね、手洗いをしない人、それから当然うがいもしない、こんな環境になるのが何か、教育の徹底がなされなかったのかなという感じがします。私はおかげさまで、佐賀県教育のおかげで今日もハンカチを持っていきますけれども、当然のことだろうと思うわけであります。当然手洗いをするからですね。私はインフルエンザにもかかったことありません。何でかかるのかなと思議に思うぐらい。だけん、そのくらいお気をつけになつていないんじゃないんだらうかと。みんなで気をつけていけばみんながうつらない状況ができるんだらうと私は思うところでありますけれども、こういったこともしつかりとこれからも、いや、コロナウイルスにかかろうとかからまいと、

感染を防ぐためにやっていきましようよというような運動もしつかりしていただきたいと思うところでありますし、それがまた新たな新型コロナウイルスが発生した場合に命を守る、その対応策であろうとも思うわけであります。とにかく感染を広がらせないということが大切だろうと思うことでありますので、またこれからもしつかりとその取組もしていただければと思うところでございます。

これより県としての基本的な感染症対策の試み、それから、取組をお伺いさせていただきます。

○陣内健康福祉政策課長〓基本的な感染症対策についてということでお答えいたします。

委員御指摘いただきましたとおり、手洗い、それから、換気などの基本的な感染対策、こうしたことはインフルエンザに限らず、様々な感染症に対しても重要であると認識をしております。

そこで、私どもは現在、本県独自に保育所や幼稚園などへ巡回指導を行っているところでございますけれども、各施設の感染対応力の底上げを図っていくことが重要だと考えております。

こうした機会も利用しまして、手洗いや換気などの基本的な感染対策が大事であることをしつかりとお伝えしているところでございまして、今後ともこうした基本的な感染対策を呼びかけてまいりたいと考えております。

○宮原委員〓しつかりとお願ひしたいと思います。本当に皆さん方がいい思いはしないわけでありまして、その点十分に御理解いただきながら、これから御努力願うことをお願ひしておきたいと思ひます。

それでは次に、交通事故防止対策についてお伺いさせていただきます。

一時期はワーストワンの脱却というような形で事故が起らないような施策を取られていたわけでございます。今日もなるべく事故がないようにというよ

うなことを試みながらやられているわけでございますけれども、その点についてもお伺いをさせていただき、また、私も最初から、議員になったときから交通事故ゼロの県を目指しましょうというようなことも言わせていただいております。そこに向けてしっかりとした取組がなされることを心から期待するところであり、また、そういった社会ができることを私どもも目指しているかなければならないと思うところであります。

そこで、お伺いをさせていただきましても、まずは事故の状況についてお伺いをさせていただきたいと思えます。

これは、基本的によく人身事故で使用がなされるわけでございますけれども、人身と物損、これは物件事故と言っているのか分かりませんが、それぞれ事故の発生状況があるかと思えますが、そこについて状況をお聞かせ願いたしたいと思います。

○山崎交通事故防止特別対策室長⇨交通事故の発生状況についてお答えいたします。

現在、交通事故の発生状況としましては、先ほど委員からありましたとおり、人身交通事故の件数をベースとして情報提供をしております。

それ以外にけがが出なかった事故を物件事故と呼んでおりますけれども、警察から事故件数の情報提供を受けて両方の数字をしっかりと把握しているところでございます。

直近三カ年の発生件数なんですけれども、令和三年、人身事故三千五百六件、物件事故一万八千八百七十件、合計二万二千三百七十六件、令和四年、人身事故三千二百三十八件、物件事故一万九千七百二十七件、合計二万二千九百六十五件、令和五年、人身事故三千四百四十四件、物件事故二万四千四百六十六件、合計二万四千六百十件となっております。

以上でございます。

○宮原委員⇨今数字聞くと、何か残念な数字を聞いたような気がしまして申し訳なく思うところでございますけれども、物件事故、だんだん増えております。この原因についてどうにか検証されているならお伺いをさせていただきます。

○山崎交通事故防止特別対策室長⇨物件事故の増加原因の件についてお答えいたします。

人身交通事故の件数は毎年着実に減少しているところであります。

全国の件数は、昨年なんですけれども、全国の件数でいけば、人身事故は昨年減少しております。この反面で物件事故がちよつと増えているという状況がありますけれども、これは令和二年、三年、四年はコロナ禍の行動制限とかもありましたので、こちらの行動制限がなくなったことの影響によりまして物件事故が増えたりとか、あと、車両の性能がちよつとよくなったことで、けがまでは出なかったという形で若干物件事故の件数が増えているというふうな形になっているのではないかと考えているところであります。

以上でございます。

○宮原委員⇨これからずつとお話しするわけでございますけれども、やっぱり事故は少なくしていくことが何よりと思えますので、よろしく願いをしておきたいと思えます。

ところで、車だけじゃなく、自転車等もあるわけでございます。日頃から私は自転車の事故防止についても語らせていただいているわけでございますけれども、自転車についての状況も把握されているならお聞かせ願いたいと思えます。

○山崎交通事故防止特別対策室長⇨自転車事故の発生状況についてお答えいたします。

自転車に関する交通事故の発生状況は、令和三年四百二十七件、令和四年

三百六十二件、令和五年四百五件となっております。この数字は、原因者である、第一原因者と言いますけれども、第一原因者と第二原因者——すみません間違えました。第一当事者と第二当事者、両方の数字がこの数字の中には入っております。その中でも、自転車が第一当事者、事故の原因者になった県内の人身交通事故の数なんですけれども、令和三年から令和五年の三年間の累計で百十九件であり、そのうちの約五六%が高校生以下の年齢層となっているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員 Ⅱ これまた若い層に多いということであれば、そこについてもこれから社会的なところで事故を防ぐようなこともしていかなければならないと思うところであります。

次に、歩道についてお伺いをしたいわけですが、佐賀県は、これも常日頃から言わせてもらっていますけれども、他県は歩道から自転車は排除するような形を取られているわけですが、佐賀県に至っては、自転車を歩道に置くというような、他県と違う取組がなされています。それで、他県は自転車道も多くつくられるようになりました。たしか栃木県の宇都宮市が先進地だったと思いますけれども、いち早くブルーのラインで自転車道をつくられていました。なかなか佐賀県はその取組が進まないわけでありまして、歩道のほうに行き、そして、片側のほうではなく両方を行き交うような自転車の風景を歩道の中で見るわけです。また、交差点のところも、自転車も横断歩道のところを大変早いスピードで行かれて、右折、左折するときにはまたぎりぎりの時間でいかれて、危うく事故になるような光景も大変見るわけにあります。このことについて、どのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○山崎交通事故防止特別対策室長 Ⅱ 自転車の歩道通行についてお答えいたします。

す。

自転車の通行方法は、道路交通法上、車道の左側通行が原則であります。例外としまして、道路標識や表示によって、自転車が歩道を通行することができるとされている場合、自転車の運転者が幼児、児童、七十歳以上の方や身体に障害のある方である場合、そのほか、車道通行が危険で、歩道通行がやむを得ない場合などの事情があれば、自転車が歩道を通行することができるとされており、なお、自転車が例外として歩道を通行する場合であっても、原則徐行で進行しなければならないと定められております。

県では、自転車の利用者に対して、自転車の通行方法に関する正しいルールを浸透させるために、警察や市町、学校関係者と連携しながら、自転車利用者に向けた交通安全チラシの配布、警察官や市町交通安全指導員による街頭指導等に取り組んでいるところであります。引き続きこうした取組を進めていくことと考えております。

また、ハードの整備についてお話がありましたけれども、ハードの整備については長い長期の計画等、時間がかかるところもありますので、このソフト的なルールの遵守等をしつかり定着させて、安全な走行を促していきたいと考えております。

以上でございます。

○宮原委員 Ⅱ 最近はやりのキックボードでしたっけ、あれも制限速度があるというような話もあっております。やっぱり自転車も、さっき言われたように徐行——徐行の具合が大分人それぞれ違うんだろうと思います。

やっぱり一定程度、ルールをもう少ししっかりと決めていただいたほうがいいと思いますし、先ほど申し上げましたとおり、交差点でも中のほうは自転車が通るように枠組みをつくられていても、その自転車は横断歩道を歩道からそのまま行かれるような状況であります。横断歩道を自転車で渡るなら、やっぱり

私は降りていただきたいと思います。自転車に乗ったままでははいけないと思いますし、また、スピードも制限する、なかなか止められないのが事実でありますので、実際、自転車道を通るのであれば、それなりのスピードでも結構ですけれども、横断歩道のところは必ず降りていただくような、そんな徹底をしていただければいいのかなと思っておりますので、そういった試みもしていただけたらと思います。

私は自転車と歩行者がぶつかるのを何回も見ました。もう大変激しいぶつかり方で、本当にこのままでいいのかなと。一般質問でも言わせていただきました。もう何年も前だったと思いますけれども、自転車にも免許は必要だし、また、自転車には保険を絶対かけていただくようなことをしていただかなければ、これはなかなか止められない現状じゃなかるうかということもお伝えしていたわけでございます。

そこについても、一定程度御理解をいただいて、免許はありませんけれども、保険の適用をしていただくようにというような運動もしていただいておりますので、大変ありがたく思っているところでもあります。万が一の場合、補償できないわけがありますので、そういったところもしっかりとやっていただく、そして、万が一がないような交通安全を周知していただくことが大切だろうと思うわけでありませう。

そこです、その手前でまだ小学校、中学校の子供たちもしっかりと交通ルールを、安全に対する考え方を持っていたかなければなりません。

私が小学校の頃は自転車も免許制でありました。その免許によってエリアも決められたりしていたわけでありませうけれども、小学校にも横断歩道も駐車場も造られて、踏切も造られ、私どもその免許を取るのに必死に頑張っていた思い出があるわけでございます。今も小学校、中学校でもそういった取組がなされているのか、認識されているならお聞かせ願いたいと思います。

○山崎交通事故防止特別対策室長Ⅱ小学生、中学生に対する安全教育についてお答えいたします。

小学生や中学生の道路の利用状況を見ると、小学生では高学年になるにつれ、自転車を利用して塾や遊びに出かけるなど行動範囲が広がるほか、中学生では自転車通学が始まり、より広い範囲で自転車を利用することとなります。

このため、県内の各小・中学校においては、管轄警察署や各市町とも連携し、成長段階に合わせた自転車の正しい利用に関する交通安全教室を年に一回以上実施されているところでございます。

具体的には、小学校においては、先ほどありましたとおり、模擬コースを活用した正しい自転車の乗り方体験だったり、中学校においては、自転車シミュレーターの体験といった参加、体験、実践型の教育により自転車の正しいルールの習得を促すこととしております。

先日、新聞報道にもありましたが、四月から自転車通学を始めた中学一年生を対象に、自転車安全運転教室が佐賀市の南佐賀自動車学校で開かれたという記事がありました。これで城南中学校の生徒約七十人が自転車の交通ルールについて理解を深めたというふうに書かれてあります。様々な機関において、学生に対する自転車の安全教育等に携わっていただいておりますところでございます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱこれは小学校、中学校と、段階、段階があるんだろうと思います。小学校のときは自転車を運転することで精一杯であろうかと思えますし、また、周りをどこまで見れるかというところもあるうかと思えます。中学校に入れば中学校で、それは自転車乗りもうまくなるだろうし、ただ、周りを見ることもしっかりと覚えさせなければなりません。それで、ふだん車の運転でも左折するときには巻き込みを注意するように、運転免許を取るときにもしっかりと確

認をさせられておりました。今も西鉄バスさんは左折される場合、一回停止をされます。そのくらい巻き込みにも注意されるような状況、そういったところも、巻き込みされるかもしれないよというような小学校、中学校、そして高校生たちにも教えていくことも大切だろうと思います。

自分たちだけがルールを守っても、周りがルールを守らない人たちもいらっしやるし、どういった局面になるか分からないわけでありまして、周りを見る意識。だって今、佐賀県教育の中では鳥瞰力をつけるというようなお話もあっております。周りをしっかりと見る能力を身につけさせていきたいと思っております。周りをごさいますので、そういった点も気をつけていただきたいながら、また小中学校の中でも自転車、また安全教育もなされていくことを願うものであります。先ほどは年一回以上の講習がなされていますと言われているけれども、改めてしっかりと講習をされなくても、登下校の際にちよつとしたところで促しもされていけば、そういったこともみんなが意識するんだろうと思いますので、危険な箇所それぞれがいらっしやるところで、保護者の方々、そして地域の方々、そして教職員の方々もたまにこういったことをしなければならぬよというような促しもしていただければ、皆がそれぞれに考えていくんだろうと思います。子供たちもしっかりと成長していくだろうと思いますので、そういった教育もなされていくことを願うところであります。

では、高校生に対してはどのようなことをされているのかお伺いをさせていただきます。

○山崎交通事故防止特別対策室長Ⅱ高校生に対する安全教育についてお答えいたします。

高校生を対象とした自転車の安全教育としましては、警察において、県内の六つの高校を自転車マナーアップモデル校に指定し、スタントマンを活用して

実際に危険な場面を再現、体感してもらうスケアードストリート教育を実施しているところがございます。また、生徒指導連盟と連携し、街頭指導を年に二回実施するなど、様々な取組を行っているところがございます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱごめんなさい、最後の様々な取組は様々な過ぎるかもしれませんが、少し例を挙げていただけたらと思います。

○山崎交通事故防止特別対策室長Ⅱ様々な取組のところを付け加えさせていただきます。

安全教育については、警察だけでなく、学校現場だったり、教育委員会のほうだったり、取り組んでいただいているところがございます。教育委員会においては、自転車の安全利用に関する教材を各学校に配布し、活用を促すとともに、各学校におきましては、小中学校と同様に年一回以上の交通安全教室を実施するなど、主として自転車利用の際の交通ルールを理解させる取組を実施してもらっているところがございます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱまたしっかりと話されることを期待したいと思います。

これは先ほど申し上げましたとおり、横断歩道を行くのが佐賀県特有のことであって、それぞれの他県から来られる人たちはびっくりされるかもしれません。ああ、自転車で行っていいんだというようなことで、他県から来られた人たちにどうやって周知徹底するのかということも課題だろうと思います。大学生、そしてまた外国、異国の人たちもお見えいただいて、その方たちも多く自転車で乗られるわけでありまして、その点について、何か取組がなされているからお伺いをさせていただきます。

○山崎交通事故防止特別対策室長Ⅱ交通安全教室に対する質問に対してお答えいたします。

高校生以下までの学生については、先ほど御紹介したとおりです。成人になりまして免許を取得した後の年齢の方たちに対しては、運転免許を切り替える際などの機会を利用して、道路交通法もいろいろ改正がされますので、その内容を伝えたりとか、安全教室を免許更新の機会を通じて行っているところでございます。

これ以上の方におきましても、県で行っている「SAGAブループロジェクト」の事業を通じて、高齢者の方は、まず交通事故の被害に遭いやすいという歩行者の立場と、あと運転手で事故を起こしやすい立場、この双方について普及啓発の取組を行っているところとなっております。

また、外国人の方につきましては、県内を見ても、自転車の利用の方が多いところと今感じているところです。自転車の利用の際の標識とか、こちらの件について、県内に多いベトナム人の方だったり、中国人の方だったり、それぞれの言語に対応した広報誌をつくるなどして、今後、啓発の必要性を感じているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱよろしく願っておきたいと思えます。

それでは、自転車ですけれども、幼いお子さんを前と後ろに乗せられている風景もたまに見るわけでありです。ハンドルのところにお子さんを乗せられていたらなかなか大変だろうなと思って、私、それを見ると、何か自転車も前も二輪だったり、後ろも二輪だったり、自転車が四輪のほうがよいのではなからうかとも思うところですけども、なかなかあの現象を見ると、大変危険をはらんでいるんだろうと思えますが、あれはルール上大丈夫なんですか。佐賀県ではあまり見ませんけど。

○山崎交通事故防止特別対策室長Ⅱすみません、私もちょっと交通ルールを全て知っているわけではございませんので、都会のほうはよく三人乗りとかされ

ておりました。よくそれで転倒されたりとかがありますので、ちょっと車輪がちっちゃい自転車が開発されたりとか、いろいろ子育て世代に応じた自転車を開発されたりとか、そういう形の動きがありますので、恐らく二人、三人ぐらいまではもしかしたら大丈夫じゃないのかなと、ちょっと現状、佐賀県では見えていませぬので、はっきりお答えできずに申し訳ございません。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ先ほど言いましたとおり、あまり佐賀県では見ないですね。都会のほうでは自転車利用が多いんだろうと思います。当然ながら百メートル先のコンビニでも自動車で行くぐらいの佐賀県ですので、そういった風景がなかなか見られないのかなと思いますけれども、でも、そういったこともあり得るというところで、できるだけそういったことが少しでも防げたらと思うわけでありませぬ。

そのことをするのは、事故をやらうと思わなくてもなる原因の要因だろうと私は思うわけでありませぬので、その辺もしっかりと何かこう、できる限りこういった自転車のほうがいいですよというような勧め方も佐賀県として取り組んでいただけたら、また自転車開発にもお金をつぎ込んでいただければ幸いに思うところでありませぬ、それぞれにお考えいただければ幸いに思うわけでありませぬ。

先ほど御紹介いただきましたブループロジェクトをお伺いさせていただきましたと思えます。

ブループロジェクトについて、今、取り組んでいる内容についてお伺いをさせていただきます。

○山崎交通事故防止特別対策室長Ⅱ「SAGAブループロジェクト」、事業の取組内容についてお答えいたします。

「SAGAブループロジェクト」は、県民の交通安全意識を高め、交通安全

に配慮した行動変容を促し、交通事故の一層の減少を図るため、広報・啓発のソフト面と交差点のカラー化などのハード面の両面から交通事故防止に取り組んでいるところでございます。

広報・啓発としては、県内の交通事故の状況を踏まえ、事故を起こしやすい若者と高齢者、死亡事故に遭いやすい高齢者を重点ターゲットとして、プロスポーツチームとのイベントの開催、テレビ、ラジオCMやSNSなどの各種媒体を活用した情報発信により、各世代に応じた効果的な広報・啓発を企画し、実施しているところでございます。

一方、ハード面の対策なんですけれども、交差点のカラー化につきましては、人身交通事故の発生件数が多かった交差点を抽出し、平成二十八年度から令和三年度にかけて二百三十五カ所の交差点においてカラー化を実施しているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員 事業も何年も進みました。その成果といましようか、効果についてお伺いをさせていただきたいと思えます。どのようになっていきますでしょうか。

○山崎交通事故防止特別対策室長 事業の効果についてお答えいたします。

「SAGAブループロジェクト」に取り組んで以降、人身交通事故の発生件数は全国平均を上回る率で着実に減少しているところでございます。

昨年、交通事故死者数においては、県内で十三人と佐賀県として最少だった昭和二十五年の二十二人を七十二年ぶりに更新し、この数は全国でも最少となったところでございます。

一方で、交差点のカラー化の効果につきましては、カラー化を実施しました二百三十五カ所の地点における人身交通事故の発生件数をカラー化実施前の二年間と実施後の二年間、実施前は平成二十六年、二十七年、実施後は令和四年

と五年の二年間の合計件数で比較したところ、実施前は千五百六十六件、実施後、四百九十三件と大きく減少しているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員 其の成果は計り知れないものだろうと確認したところであります。本当に、最初は色塗るだけで本当に効果はあるんですかと私はお伺いしたところでありますけれども、それは立証されていますので、またこれをなるべく、あの青色も消えやすいということでございますので、また消えにくい塗料も使っていたりしながら、しっかりとその取組をさせていただきたいと思うところであります。

次にお伺いをさせていただくのが、これは交通マナーとしてお伺いをするわけでありすけれども、本当にマナーと言っているのかどうか分かりません、もう皆さん周りのことを気にかけることだろうと思えます。だから、マナーと言っているのかどうか分かりませんが、車間距離を詰めるとか、これは交通違反にも入っているわけでありすけれども、なかなかその取り締まりというものは警察の中ではあつていないのも事実であります。こちら辺もずっと目の前を見ますと、旧三十四号線も信号で止まっても、車間距離大変近いですね。なるべく距離を置いて急がないような意識を持つていくことが大切だろうと思えます。

国道三十四号線の中で、旧三田川ですけれども、吉野ヶ里から神埼のところは大変混み合つて、あそこが事故多発地帯であります。それは何でかと言つたら、詰まつたように混雑しているからであります。車間距離をしっかりと空けることが交通事故防止につながるということは立証されているわけでありすので、その取組もしっかりとさせていただくような運動もしていただきたい。これは警察に言うと、マナーの分野、そういったことは刑法にはありません。というふうなお話もあつておつて、なかなか取組がなされないわけでありす

けれども、このようにして県で交通事故防止をうたっているなら、そういった取組もしっかりとさせていただくことが肝要かと思えますので、しっかりとお願いをしておきたいと思えます。

やっぱり以前も私が県警本部長にお伺いをしたときに、佐賀県のドライバーの感じをどう捉えられますかと言ったら、もう本当に我が道を行く「強引にマイウエー」の方たちが多いんだという認識をしておりますというようなお話も受けたわけであります。

そのように、本当に交通の運転の仕方が乱暴と言っているのか分かりませんが、けれども、あまりにも身勝手な運転が多いわけでありまして。この近くが一番分かりやすいんだろうと思えますので、またもう一回説明しますと、その片田江の交差点の手前の派出所がありますけれども、あそこはある程度距離があるんですけど、あそこを青でずっと真つすぐ行こうと思ったら全部詰まるんですね。交差点に入っている車が結構あります。そうになると、信号変わったときに横から通れないような状況もあります。青は全部行けじゃないんだから、何でそういうふうに通れないか、前をしっかりと見ていけばいいのと。

私が止まっていると、青だから、青だからといって後ろからクラクション鳴らしていただきます。本当にありがたい限り、ごめんなさい、私気づいてますけどと思えますけれども、そういったことも、まだ前も見えていない人たちもいらっしやる。

救急車が通ると、私がハザードつけて、横によけようとしたら、それを追いつく車もあった。本当に周りを見ていない人たちが多いんだなというようなことを思うわけでありまして。これをマナーと言っているのかが分からないので、ちよつとなかなか難しいんですけども、そういった意識をしっかりと持っていただくことが私は大切なんだろうと思えます。意識をされている方は意識を

されているんだろうと思えます。しかし、されていない方たちが結構多いんだろうと思えます。

先ほどは死亡者の数で御判断いただいたわけですが、これをまた率に変えると、当然死亡者数少ないのは、人口も少ないので、そこに近づくのは当たり前の話であって、やっぱりとにかく事故ゼロを目指すのが先決だろうと思ふし、そのためには皆さんのお考えを変えていくことが大切なんだろうと思えます。

言葉がなかなか分からなくて、お伺いすると早曲がりというような話もありました。右折するときとか、基本的に内にかぶせるような形で行かれる方もいらっしやいます。交差点で結構斜めに右折される方もいらっしやいます。そうになると、左折するのと右折するので交差できないんですね。左折する人たちもいらっしやるから、右折は大きく回るのが私には人のためだろうと思うわけですが、けれども、もう中に入って斜めに入っていく方たちもいらっしやる。本来言うならば、人が人なりに人のことを思えば、信号機なんていらぬ。でも、信号機を付けないとある一定の基準を付けれないからなかなか難しいというようになるところになっているんだろうと思えます。

そういった認識をどうやってこれから県民の皆さん方に植え付けるかということが大変重要になってくるかと思えます。その試みをしていただかなければならないわけでありまして、まずは佐賀県民の交通に対するその行動について、こういった認識をされているのかお伺いしたいと思います。

○山崎交通事故防止特別対策室長 県内の道路利用者の交通マナーの認識についてお答えいたします。

佐賀県内のドライバーの交通マナーにつきましては、以前から、方向指示器を出さずに進路変更、右・左折をする、車間距離が短い、信号を守らないなど、県内のドライバーの交通ルールの軽視、マナーの悪さを指摘されていたところ

であります。

そこで、県民や県外出身者の意見を取り入れて県民の意識改革を促すネーミング、「やめよう！『佐賀のよかろうもん運転』」を平成三十年十月に発表し、県民の交通ルールの順守とマナーの向上に向けた広報・啓発に取り組んできたところでございます。

最近では、横断歩道で待っていると以前に比べて車が止まってくれるようになったなどという声も聞くようになりました。ドライバーの交通ルールを順守する意識が高まってきていることを少しずつではありますが、実感しているところでございます。

しかし、委員からも指摘がありましたけれども、いまだに交通ルールの軽視や交通マナーの悪いドライバーが散見されるという声も残念ながらあるところでございます。

引き続き「SAGAブループロジェクト」において、子供から大人まで幅広い人気がある交通安全の妖精、「マニャー」をフル活用して、「そのよかろうもん」が事故につながるよ！と県民への訴えかけを進めて、相手の立場に立ち、思いやり、譲り合いの気持ちを持った運転の醸成をさらに図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員 大変すばらしい「マニャー」がいるんだろうと思いますけれども何かこう、緩みがちでどうなのかなと思います。しっかりと「マニャー」の活躍を私は期待するところであります。

先ほど言われましたけれども、横断歩道も小中学生とか高校生にも徹底していただきたいですけど、佐賀県警からはハンドサインを出してくれと言われるんです。でも、ただ立っている人たちが結構いらっしやいます。ハンドサイン、何がいいのか分かりません。私はハンドアップがちゃんといいでしようと、昔

から手を挙げて横断歩道を渡りましょうと結構言われていたので、私はハンドサインで——皆さん、ハンドサインで分かるのかな、ハンドサイン、どうやってするのがサインですかと多分悩まれるし、どれがいいのか分からないと思います。私はハンドアップと言葉を変えてしっかりと手を挙げることを推奨していただけたらと思うわけでありませう。

やっぱり自転車の方たちも昨日私が通っていたら、自転車でも横断歩道で待っている子たちがいきました。その子たちはずっとただ茫然と待っているんですね。渡りたいのか渡りたくないのかも分からない、人を待っているのかも分からないからどうかなと思っていたら、止まったら渡ったんですね。じゃ、やっぱりサインが一定程度必要なんだろうと思います。小学校、中学校、高校、それから、もう佐賀県民の皆さんにハンドサインの在り方について徹底をしていただきたい。そして、共通のやり方を決めていただけたら、これが幸に思うところでありますので、その点もいろいろとお考えいただきながらよろしくお願いをしておきたいと思えます。

それから、信号機ですけれども、信号機、黄色止まれなんです。私の感覚ではあの黄色があまりに短過ぎて、すぐ赤になってしまうなど、本来言えば、これは交通ルールで決まっている、お国のほうで決められているんでしょうけれども、青がしばらく点滅も必要なんだろうと思う。黄色があつて赤になるというような、そのときに横断歩道みたいに、急げみたい、ぱんぱん点滅されたらみんな急ぐんですね。あれがゆっくりと、はい、そろそろ黄色になりますよとしつかり教えて二回か三回なれば、ほどよく黄色で止まれるんじゃないかなかと。黄色だったよ、黄色だったよと、この間、テレビであつていました。ああ、弁護士の方が言われてあつたですね、黄色だったんですけれど、黄色は止まれなものなと思いましたが、交通ルールとしては黄色で止まらなきゃいけないんですね。そこで止まれるようにまたしてやらなければならぬわけであり

ますので、できれば佐賀県のほうから国のほうにもそういった考えもお伝え願えればと思うところであります。

私も政権与党の傘下にもおりますので、そこも私からもお伝えできればと思うわけでございますけれども、一県議員が言ったところで、何しに來たと言われても困りますので、県民全員の総意だというような形で県としても御要望していただければ幸いと思うところであります。

それから、先日一般質問でもあつておりました。うちの会派の古賀議員さんから、「ゾーン30」、「ゾーン30プラス」の紹介もあつていたわけであります。もう本当にゆつくり行つていただくことが何よりかと思ひます。また、これからこのことも周知徹底していただかなければなりませんけれども、「ゾーン30」と「ゾーン30プラス」、その説明していただけますか、大丈夫ですか。じゃ、説明していただきたいと思ひます。

○山崎交通事故防止特別対策室長「ゾーン30」、「ゾーン30プラス」についてお答えいたします。

「ゾーン30」は、年数がちよつとはつきりしないんですけど、平成二十二年か二十三年頃から、警察のほうの三十キロの最高速度規制を路線だけじゃなくて区域、一面として全てに最高速度三十キロをかけるという取組を「ゾーン30」という形で呼んでおります。

一方、「ゾーン30プラス」なんですけれども、こちらのほうは、最高速度規制だけではなかなか速度低下が見られなかったりとか、実際、物理的デバイスを設置すれば速度抑制効果が非常に高いという検証結果とかもありまして、「ゾーン30」を設定する際に物理的デバイスを一緒に計画するという「ゾーン30プラス」、これは令和三年八月から始まつているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員「最近なくなりましたけれども、止まれのところの手前に一回段差

を造られたりしているのが一時期あつたんですけど、最近見かけなくなりました、あれは止まれも大分前からしないと五十キロのところここで止まれをしてもなかなか分かりにくいところとかあるわけですよ。また、そういった検証もしつかりと、警察は警察でルール上を守るだけ。だから、皆さん方が生活を守るといふ感じでしたらとそういった検証もしていただきたいと思うところであります。止まれとしていふところは事故が多いところなんだろうから、その止まれをしつかりとさせていただくような、そういった試みをしていただくようなこともお願いしておきたいと思ひます。

これからはやっぱり交通事故ゼロをしつかり目指していただきたい、これが願ひであります。そのためにこれから対策を打つていただくわけでございますけれども、これからの取組についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○山崎交通事故防止特別対策室長「今後の取組についてお答えいたします。交通事故をなくすためには、県民一人一人が交通事故ゼロを自らの課題として認識し、行動変容を行つていただくことが重要であります。

引き続き「SAGAブループロジェクト」によるデザインの力を活用した広報・啓発を効果的に実施し、広く県民に交通安全を意識した行動を促していきたいと考えております。

また、今年度からは、新たに生活道路の安全対策の強化を図るため、車の速度を抑制する効果のあるハンブなどの物理的デバイスの整備を進めるため、市町への補助事業にも取り組んでいるところでございます。

今後とも、ソフト・ハード両面からの取組をしつかり進めていくとともに、警察、教育委員会、市町、関係機関・団体との情報共有や連携を緊密にして、よりよい方策を検討し、実施していきたいと考えております。

そして、交通事故のない佐賀県を目指して、強い気持ちを持って交通事故防止に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○宮原委員「しっかりと目指していただきたいと思います。

先ほど言ったとおりに、いろいろな運動もしていただきたい、キャンペーンはキャンペーンで地元でしていただくことも大切ですが、交通ルールを変えるなど、そういったことも試みていただきたいと思っています。

以前、私は車についても言いました。あるトヨタの車ですけれども、これは世界基準で一緒なんです、Dのところには常にあるんですね。それから、上に上げるとR、バックするわけですね。前は、前はPからRからDで、それから、セカンド、ローだったと思うんですけれども、今はDのところに最初あって、上に上げるとバックするんですね。下に下げると進むんですね。これは、普通の機械で言うと、上にやれば大体前に行くんですよ。運転したことがない人、オートマに乗ったことのない人がまずこうするならば、多分前に行くんだろうと、そういう意識を世界基準で決まっているんですけど、その世界基準を変えることも私は大切だろうと思うし、そういうことも要望していくことも大切。そしてまた年配者、そして初心者の方、運転しやすい車も開発していただくことも大切だろうと思います。

以前はブレーキの踏むところはめっちゃくちゃ大きかったんですけど、最近小さくなりました。安全面を大切に、中を狭くしたほうが体を事故に遭ったとき守れるんですよといって、中はもう狭くなってまいりました。ただ、アクセルの位置が大分近づいて、アクセルとブレーキの位置が近づいて、アクセルとブレーキを間違えるようなこともあっているんだろうと私は推察するわけでありませぬ。

やはり事故にならないような車も造っていただくような運動もしていただくこと、それぞれにメーカーありますし、そして、そういった車に乗ることが恥ずかしいことでも何でもないわけでありませぬので、私はそういったこともでき

ればそれぞれのメーカーにも訴えていただくようなこともしていただければと。

実は佐賀県、私、農家でありますので、佐賀県バージョンのトラクターとかがあります。これは佐賀県用に農耕用、もう全然違うように、ほかよりも馬力は上げて、しかしながら、電子制御のところを少し削減して値段安く馬力があるトラクターを大量に造ってもらおう。大量に造ることで値段を安くしてもらったり、そういった試みもしていただいているわけでありませぬので、できますれば、トヨタさん、日産さん、それから富士重工、スバル、それからダイハツさん、ホンダさん、三菱さん、スズキさん、皆さんそれぞれありますので、光岡さんといって変わった車も造られるところありますので、そういったところがかえってよくしていただけるのかもしれないですね。佐賀県バージョンを造っていただくようなこともお願いしたいし、それが全国へ広がっていくんだろうし、世界へつながっていくんだろうと思います。

いつか知事さんが佐賀県から世界へと行っておられたことをちよつと今思い出したところでありまして、佐賀県から世界へ広がっていただければ幸いに思うところでありませぬので、そういった活動もしていただくこともここにお願ひしまして、交通事故ゼロをしっかりと目指していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをしておきたいと思ひます。

では、次に質問を移らせていただきたいと思ひます。

教育委員会の在り方として銘打たれております。ここについて質問をさせていただきます。と思ひます。

教育委員会についてお伺いをさせていただきます。と思ひますけれども、日頃からやはり子供たちを見守っていたと、そして、その地域の文化も守っていただく、その教育委員会だろつと思つております。最近文化がちよつと手が離れたようでありませぬし、スポーツの分野も少し手が離れたようでありませぬけれども、基本的には所管の中に入っているんだろうと思ひます。その役割とい

うものは大変大きいものだろうと思えますし、また、日頃から言わせていただいております。教育は未来をつくる、そのことも前に池田教育長にも御理解いただいて、しっかりと私もやってまいりたいと思えます。確かに私もが未来をつくってまいりますというようなことも言われておりましたので、しっかりと佐賀県の未来を築き上げていただければ幸いに思うところでありますので、よろしく願いをしておきたいと思えます。

それでは、教育委員会の構成についてお伺いしたいと思いますけれども、まずはどういった方たちで構成されているのかお伺いをさせていただきます。

○川崎教育総務課長⇨教育委員会の構成についてでございます。

県の教育委員会につきましては、教育長と五人の教育委員で構成をされております。委員は、弁護士、学校法人の理事長、公立学校で校長経験のある方、社会福祉法人の役員の方、国立大学の准教授と、様々な経歴を持つ方に務めていただいております。

また、委員からは、保護者という立場でも意見をいただいているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員⇨これは今この構成ですけれども、以前からは制度が変わってこの構成になったかと思えます。平成二十七年から制度が変わったと思えますけれども、その改正についてお伺いさせていただきます。

○川崎教育総務課長⇨平成二十七年からの制度改革についてでございます。

地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図ることなどを目的に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成二十六年に改正されております。

主な内容を申し上げますと、一つは、従来、教育委員長と教育長がありまして、責任の所在が分かりにくいということで、それらを一本化し、責任者が教

育長ということが明確化されております。

次に、首長と教育委員会が地域の教育のあるべき姿等を共有し、より民意を反映した教育行政を推進するため、首長と教育委員会が協議、調整する場として、首長主宰の総合教育会議を置くこととされております。

また、首長は総合教育会議で教育委員会と協議し、教育に関する施策の大綱、いわゆる教育大綱と言っていますけれども、これを策定することとされております。

以上のような制度改革が行われ、平成二十七年四月に施行されたところでございます。

以上でございます。

○宮原委員⇨先ほど説明あったとおりでありまして、改正されました。教育委員長と教育長の立ち位置がなかなか分からないと。教育委員長は座長であつて、ですから、教育委員会のこういった内容がなされたんですかということ。教育委員長がそこで語るべきであつて、教育長が語るべきでない。教育長はそのときは事務方のトップであつて、事務方のトップとしての話をするということが私は役割だったと思えますけれども、なかなか世間では御理解いただけなかったということ、これは改正されたんだろうと思えます。

やっぱりそこを徹底できなかったんだろうなというふうな思いがしますけれども、改正されて新たな体制でやっていたらどうなんでしょうかというふうな思いがしますけれども、改定された新たな体制でやっていたらどうなんでしょうかというふうな思いがします。これは全国の感覚なんでしょうかと思えますので、全国統一されていますので、そこでしっかりとそれぞれで議論していただければと思うところであります。

また、定例会とか開催していただいております。それぞれ会の在り方についてお伺いをさせていただきたいと思えますけれども、その開催状況、そして、それぞれにその都度その都度議題等も上がっているんだろうと思えます。その

内容についてもお聞かせいただきたいと思ひます。

○川崎教育総務課長Ⅱ定例会等の開催状況と議題につきましてでございます。

教育委員会の定例会は、毎月一回開催することとしておりまして、必要に応じて臨時で会を開催しております。直近三カ年でいいますと、令和三年度と四年度はそれぞれ十四回、令和五年度は十五回と、同程度の開催状況になっております。

議題はいろいろありますけれども、例えばで申し上げますと、佐賀県教育施策実施計画の策定、県立学校の募集定員や入学者募集要項、県立学校で使用する教科用図書の採択、教職員の人事異動方針や校長の任免、教育委員会規則の制定・改廃といったものについて議論をしていただいております。

また、定例会におきましては、県立学校の入学者選抜の結果ですとか入学者数、公立学校教員採用選考試験の申込状況ですとか試験の結果、体育大会等の各種大会の結果、県内義務教育諸学校の教科用図書の採択といったことの報告のほうもさせていただいております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ先ほど構成の中でそれぞれの立場で御意見を賜っていらつしやるというような話だったろうと思ひます。教科書の認定についてもここで決定していますということでもありますけれども、その教科書認定、ちよつとお伺いさせていただきます。

教科書認定、そこで幾つもある中でそれを選んでいらつしやるんじゃないんだらうと思ひます。ある程度絞られたところで、これでいきたいと思ひますという認定だらうと思ひますけれども、事実どこら辺かお聞かせ願えますか。

○山口学校教育課長Ⅱ教科用図書に関しましては、教科用図書の選定審議会というのがございます、それが二回ございます。四月、六月とありましたが、その間に実際の教科書をほかの委員の方がずっと見ていただいて、どういった

特徴があるとか、そういったことをまとめた資料を作ります。そういったことを基に、実際には市町の教育委員会のほうで採択をされるわけなんですけれども、そこにこういった資料が、選定審議会で調査した資料とかを提出するといふような形になって、実際には各市町の教育委員会のほうで決めていただくこととなります。こちらの県の定例教育委員会のほうでは、県立の教科書について採択するということになります。

以上です。

○宮原委員Ⅱすみません、小学校、中学校ですけれども、県内のそれぞれの、何と言ったらいいんですかね、県内全部、小学生が全く同じ教科書を使うわけじゃないということですよ。

○山口学校教育課長Ⅱはい。そのとおりで、各市町の教育委員会のほうで検討をされて決定ということになります。それがたまたま同じものになるということも当然でございます。

以上です。

○宮原委員Ⅱ次にお伺いをさせていただきますのが、委員が構成されているわけです。それぞれの立場で、それぞれの見識でお話もしていただけるんだらうと思ひますし、御判断もしていただけるんだらうと思ひます。

それぞれの御意見というものがどのように反映されているのか、その御意見について、どのように定例会、もしくは教育委員会の会議の中で反映されているのかお伺いをさせていただきますと思ひます。

○川崎教育総務課長Ⅱ定例会等での議論と意見の反映についてでございます。

教育委員会の定例会等では、それぞれの委員の識見ですとか専門知識を生かしまして、様々な意見や質疑をいただき、審議の上で議案の承認をいただいております。この際、委員の方々からは、取組の実施段階で配慮すべき点ですとか、今後検討すべき点などについての意見をいただいております。

定例会等での委員の意見を受けて対応した例を幾つか申し上げますと、例えば、委員から教員採用選考試験において大学三年生が受験できるようにすることについての御意見がありまして、令和六年度実施試験から三年生チャレンジ受験制度というものを導入したということがございます。

また、委員から、夜間中学の彩志学舎中学校の入学募集で日本語が十分でない人にハードルにならないようにすべきというふうな意見がございまして、ちよつと話も出ましたけれども、体験授業時の個別相談、それ以外の随時相談を受けるようにということに対応したりですとか、パンフレットを多言語で作成したことなどがございます。

また、これは定例会以外になりますけれども、委員の方々に集まっていたいて議案の事前説明をし、意見聴取を行うなど、考えをあらかじめ伺っているということもございます。

事務局といたしましても、定例会等で議論が活性化し、教育に関する施策ですとか取組に委員の皆さんの意見、識見がしつかり生きるよう、引き続き丁寧な説明ですとか議論のための十分な情報提供を行っていきたいというふうな思っております。

以上でございます。

○宮原委員〓それぞれ委員さんは委員さんなりの御意見等もあるんだろうと思います。私どももおかげさまでこのようにして県議会の中でも議論をさせていただいております。それぞれに議員さんによっては御指導いただく人もいらっしゃるしやれば、御指摘もされる人、それから、要望させていただく人もいらっしゃるんだろうと思います。そのことについても議論されているのか確認をさせていただきます。

○川崎教育総務課長〓議会の議論ですね。議会の議事等につきましても、やり取りにつきましては教育委員会のほうで御報告等をして、内容についても

共有をさせていただいたりですとか、中身につきましても議論をさせていただいたりとか、させていただいているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員〓では、いつか宮原もこう言っていたと言っていたこともお願いしておきたいと思えます。要らないことは言っていたかなくていいですけども、しっかりとした考えを持つとったよというぐらい言っていただければ私も幸いに思うところでございますけれども、また、それこそ教育の施策についても、どういった関わりをしていたらいいのか、それからまた、その推進についても御協力いただいているんだろうと思えますけれども、その確認をさせていただきたいと思えます。

○川崎教育総務課長〓教育施策への委員の関わりについてでございます。

委員が教育施策について意見を述べる場としまして、冒頭にも申し上げました総合教育会議がございます。

総合教育会議は、知事が定める教育大綱ですとか、地域の実情に応じた教育の振興を図るための施策についての協議等を行う場で、本県では年三回開催をされております。

現行の教育大綱であります「佐賀県教育大綱V.01・3」は、三回の総合教育会議での協議を経て今年一月に策定をされております。会議では、知事と教育長、教育委員の間でどのような子供に育ってほしいかなどにつきまして様々な意見が交わされ、教育委員の思いも詰まった内容というふうになっております。

教育大綱で委員の思いが生きているものを幾つか挙げてみますと、議論の中で委員のほうから、「さがすたいる」はいいコンセプトだから大綱に盛り込んでほしいといった意見がございまして、「さがすたいるを広げて意識と行動を変えろ」といった項目が大綱の中に設けられたということですか、ほかに、

「佐賀の良いところを自信をもって話す子どもを育む」という項目ですとか、「大胆なデジタル化を推進」といった項目などにも委員の意見が生かされているというふうなことでございます。

また、教育委員会のほうでは、教育施策の実施方針を体系的にまとめた教育施策実施計画といったものを策定しております。計画には、教育に関する施策の柱ですとか、柱ごとの目指す未来の姿、それを実現するための取組方針といったものを定めております。

この計画の策定に当たりましては、総合教育会議等での議論を踏まえ、また、委員のほうに事前に説明、意見照会をして素案をまとめまして、その上で定例会等で議論をいただいております。委員の意見を反映した計画の内容となっております。

例えば、委員のほうから、計画の中に教員の魅力発信という項目を盛り込むべきですとか、教職員の働き方改革や健康管理の内容をもっと計画の中に幅広く記載すべきといった意見があり、その計画の中に盛り込んだというふうな経緯もございます。

なお、委員には全国ですとか九州ブロックの会議、それから、県内市町の教育長、教育委員との意見交換会等にも出席をしていただいております。その中で意見交換、情報交換をしていただいております。これらの会議で得られた他県等の情報につきましても、定例会等での議論に生かしていただいているというふうに思っております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱよりよく多くの議論もしていただきながら、そして、精査していただければと思うところでもあります。教育、しっかりとさせていただければと思うわけでありまして。その中でも教育委員会の指針というものは大変重要だろうと思うわけでありまして、ここはよろしくお願いをしておきたいと思っております。

今日は四つの質問をさせていただきました。教育委員会以外が三つあるわけでありましてけれども、これは大体人間性で変わってくるんだろうと思っております。これは教育がなされれば、少しでも社会が変わっていくんだろうというような気もしたわけでありまして。ですから、その教育が大切だろうと思うわけでありまして。

これからも教育委員会がその立派な——立派と言っているのか、立派とはあまりにもちよつと上げ過ぎるのかもしれないけれども、すばらしい人材を佐賀県から築き上げていただきたいと思っておりますので、これからその努力もしていただきたいと思っております。これからの教育委員会の御努力を心から祈念するともに、これからの考え方についてお伺いをさせていただきますと思います。

○甲斐教育長Ⅱお答えをさせていただきます。

教育に対する大きな期待を受けてということだというふうに感じました。

私は学校というのは、子供たちが社会の中でよりよく生きていくために学ぶ場所だろうと思っております。子供たちは学校の中で他者と協働しながらも、誰かの意見とか大勢の意見にただ同調するのではなくて、自分で考えて判断し行動する、また、チャレンジをする、失敗してもまた改めて立ち上がってチャレンジするというような、そんな力をつけてほしいというふうに思っております。

そして、子供が自分で考えて決めて伸びようとする、そこを応援するのが教育に携わる者としての基本姿勢だと思っております。そうした思いについては、これまで教育委員の皆さんと意見交換してきましたし、様々な機会を通じて、それぞれ委員の方々からその識見に基づく多様な御意見をいただきながら、教育施策について議論をしているところでございます。

委員の皆さん、それぞれ職を通じた識見でしたり、あと、学校現場、子育て支援の現場、高校生や大学生の心情など、それぞれ踏まえました、また、御自

身の人生における経験からいただける御意見というのは大変示唆に富んだものでありまして、はっとする気づきも多うございます。

これまでも委員の方々には事前に資料の御説明をしたりとか、会議の前後にも自由に意見交換をしたりと、そういう場を設けてまいりました。様々な機会でもこれからも御意見をいただけるように、運営面でも工夫しながら、しっかりと教育施策について議論を行っていききたい、また、学校現場と共有しながら子供の学び、成長を支えていきたいというふうに思っております。学校で学んだことが子供たちの力になって、あしたに、その先の将来へとつながってまいります。社会でよりよく生きる力をつけたいと言いましたが、そういった子供たちがよりよい社会をつくっていくんだろうと。委員のほうからは、教育は未来を創るといふふうにおっしゃっていただきました。そのことを思いながら、そういう子供たちを育てていくんだという思いを持ちながら教育施策を進めてまいりたいと思います。

以上お答えいたします。

○宮原委員Ⅱかつて国では、生きる力を身につけさせるというようなお話もあっております。そこで、川崎元教育長さんは、佐賀県は生きる力の上に生き抜く力を身につけさせたいというような話もあつていたところでもあります。しっかりとした人間性を宿していただいて、しっかりとした大人になっていくことを佐賀県民の皆さんに期待するものでありますし、そのための役割をしっかりと果たしていただくことをここにお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきますと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○富田委員長Ⅱこれで質疑を終了いたします。

暫時休憩します。十五時五十分をめどに委員会を再開したいと思っております。

午後三時二十九分 休憩

午後三時五十分 開議

○富田委員長⇨委員会を再開いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○採 決

○富田委員長⇨甲第二十五号議案中本委員会関係分、乙第四十号議案及び乙第四十三号議案、以上三件の議案を一括して採決いたします。
原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富田委員長⇨全員起立と認めます。よって、以上三件の議案は原案のとおり可決されました。

○継 続 審 査

○富田委員長⇨最後に、二月定例会から引き続き審議中の

一、県民環境行政について

一、健康福祉行政について

一、男女参画・子育て行政について

一、教育の振興について

以上四件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富田委員長⇨御異議なしと認めます。よって、以上四件については継続審査を議長に申し出ることにいたします。

以上で、本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、本日の委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜委員長の手元で精査の上、訂正など

を行うことに御承認を願っておきます。
これをもちまして文教厚生常任委員会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後三時五十二分 閉会

速 記 者 吉 末 久 子